

M2 Racing Series 2026

Technical Regulation / 車両技術規定 [BMW M2 CS (G87)]

第1条 総則

「車両技術規定（テクニカル・レギュレーション）」は、M2 Racing Series 事務局（以下「M2 Racing 事務局」という）の指定フォーマットに従って設定されており、以下の条文の中で“変更を行うことへの許可が明確に記されていない場合は、変更ができない”という原則に基づいて理解する必要がある。これらの規制は、車両の改造や更なる開発へ投資することなく、全ての参加者が平等に競争を行うことができるようにするためである。

1. 大会に参加する競技車両は、大会期間中を通じて「M2 Racing Series」の主催者が公表する以下の技術規則に準拠しなければならない。
 - 1.1. 車両技術規定（テクニカル・レギュレーション）
 - 1.2. BMW M2 Racing の最新の車両および部品カタログ
 - 1.3. BMW M2 Racing の最新のユーザー・マニュアル
2. 参戦車両の定義は、「BMW M2 Racing」の車両および部品カタログによって定められる。カタログから逸脱する行為は、全て事前に申請する必要がある、承認を得られた場合のみ許可とみなす。
3. 開催される各大会において、大会主催者が適切なカテゴリー・グループもしくはクラスの振り分けを行うため、必要に応じて「バランス・オブ・パフォーマンス（B.o.P）」を使用しての車両パフォーマンスの平準化を行う場合がある。

4. BMW 純正部品および M2 Racing Series 指定パーツは、M2 Racing 事務局が指定した修理、または調整プロセスを超えて加工・変更することは禁止とする。
5. 走行マイレージおよび事故などの影響を受けた部品は、損傷した部品と同一の部品にのみ交換を許される。
6. 競技車両に使用されるナット、ボルト、ワッシャー、ロック・ワッシャー、スプリング・ワッシャー、スプリント・ピンなどの部品は、元の形状と同等の標準部品に交換しなければならない。なお、ネジ山については、タイプ、サイズ、ピッチ（M8x1.25 など）を保持しなければならないが、ヘリコイルによるネジ山の強化は許可される。
7. 特記のない限り、本車両技術規定の規則が適用される。

第2条 概要

1. 「BMW M2 Racing (G87)」は、正式なボディ・シェル識別タグを持ち、M2 Racing 事務局により、以下の規則を満たして適切に封印が施された車両とする。
2. M2 Racing 事務局は、バラストの追加や電子制御パラメータの変更など、招待選手やゲストカーの性能を同等にする権利を留保する。
3. M2 Racing 事務局は、障害のあるドライバーによる車両の使用を容易にするための変更を許可する権利も留保する。

第3条 部品定義

1. BMW 純正部品
BMW 正規ディーラーより国内で販売されている部品とし、純正 OEM パーツの使用は禁止とする。また、その他グレードの部品を流用使用することを不可とする。
2. BMR 認定部品
M2 Racing 事務局により使用が認証された部品。認定部品は BMR ブルテンで発表され、発行された後は、本シリーズで使用することが許可される。
3. BMW 純正部品、BMR 認定部品に対する一切の加工、修正、調整などの改造を行うことは許されない。なお、M2 CSR 事務局による管理を目的とした封印を実施する場合があります。競技参加者はこれを拒否してはならない。

第4条 安全要件および装備品

1. FIA 国際競技規則および JAF 国内競技規則の安全規定を適用するものとする。
2. ドリンク・システム
電動で作動しないドライバー用のドリンク・ホルダーの取り付けは許される場合がある。但し、固定方法については、M2 CSR 事務局、各大会技術委員の承認を受けなければならない。
3. クーリング・システム
クール・スーツなどのクーリング・システムの取り付けは許される場合がある。但し、固定方法については、M2 CSR 事務局、各大会技術委員の承認を受けなければならない。また、システム電源は、直接バッテリー・ターミナル端子より取ることは禁止され、ユーザー・マニュアルに記載されている 12V インターフェースを使用する必要がある。

なお、取り付けに関わる全ての責任は競技参加者にある。

第5条 一般的な技術要件と例外

1. 対象競技車両「BMW M2 Racing (G87)」は、BMW AG が製造し、ビー・エム・ダブリュー株式会社 (以下、BMW JAPAN) により日本国内に正規輸入され販売された車両であり、それ以外の車両は使用禁止とする。
2. 本車両技術規定 (テクニカル・レギュレーション) の規則にて指定されている場合を除き、変更は認められない。
3. 本車両技術規定 (テクニカル・レギュレーション) の記述有無にかかわらず、競技参加者、または参加者自身の車両が JAF 規則を適切に遵守しなければならない。
4. BMW JAPAN による車両の仕様および部品カタログの変更は、安全性の向上またはコスト削減によるもののため、ベース車両の仕様変更に伴い、競技車両のアップデートを行う場合がある。
5. 全ての車両装備部品は、その部品が意図する機能および方法でのみ使用許可される。なお、その可否については車両技術車検員によって判断される。

第6条 車体 / ボディ・シェル

1. 車体は、「BMW M2 Racing (G87)」標準仕様のままでなければならない。
2. 車体の材料を補強、部品の取り外し、または追加することを禁止される。

3. ボディ・シールの修理は、M2 CSR 事務局が指定する工場のみが実施することができる。

第7条 車両改造規定

BMW M2 Racing (G87) の最新の車両および部品カタログに記載される競技車両の仕様からの変更は認められない。

1. エンジンおよびトランスミッション

- 1.1. エンジンは、BMW JAPAN から以下の箇所に封印が施された状態で供給され、封印はいかなる状況下でも破壊されてはならない。

【封印箇所】

- ①. DME コントロール・ユニット
- ②. インタークーラーの圧力温度センサー
- ③. インダクション・パイプの圧力温度センサー
- ④. エンジン・ヘッド・カバーおよびターボチャージャー（フロント側）
- ⑤. エンジン・ヘッド・カバーおよびターボチャージャー（リア側）

- 1.2. 封印が壊れている場合は、BMR 委員会によって完全検査が行われられない限り不適格となる。なお、検査にかかる一切の費用は、当該競技参加者が負担しなければならない。

- 1.3. エンジンまたはその他の補機類の変更は禁止される。

- 1.4. ギア・ボックスとデファレンシャルは、封印が施されていない状態で供給されるが、それらの変更は許可されない。また、開封を伴うチェックおよびオーバーホールは、BMR テクニカル事務局のみが行うことができる。

- 1.5. スパーク・プラグは、部品番号 12120039 664 の BMW 純正部品の使用を必須とする。
- 1.6. 各部センサー類に結線する、エンジン制御コントローラーの使用は許可されない。
- 1.7. デファレンシャル用オイルキャッチタンクの装着は許可される。なお、装着の際は書面により BMR テクニカル事務局に申告しなくてはならない。

2. 電子制御機器（コントロール・ユニット）とソフトウェアのバージョン

- 2.1. 電子制御機器のソフトウェアとハードウェアは、BMR テクニカル事務局がいつでも確認ができ、ユーザー・マニュアルで指定されている現在のステータスを常に準拠している必要がある。なお、確認ができない場合は、BMR テクニカル事務局に自主的に報告しなければならない。

- 2.2. BMR テクニカル事務局では、コントロール・ユニットのソフトウェア・バージョンまたはハードウェアをいつでも更新または交換することができる。

- 2.3. 競技参加者がコントロール・ユニット内のデータベースまたはプログラムのバージョンを上書きまたは変更してはならない。

- 2.4. 配線の配置変更および加工を行ってはならない。また、CAN 通信を使用するデバイスの取り付けは禁止とする。

- 2.5. ワイヤー・ハーネスなどの修理は、事前に BMR テクニカル事務局の承認を得た場合にのみ行うことが認められる。

3. 制動装置

3.1. ブレーキ・システム

消耗部品の交換は、部品カタログで定義される下記のものに限り使用が認められる。

- フロント : Pagid RSL-1 (部品番号 : 8 889 736)
- リア : Pagid RSL-19 (部品番号 : 8 884 689)

3.2. 運転補助機能 (ABS、DSC、MDM) は、サーキットで使用するために特別に調整されており、競技参加者がそれらを変更してはならない。

3.3. ガード・プレート (バック・プレート) ならびにエア・ガイドの追加変更は、認められない。

4. シャシーおよびサスペンション

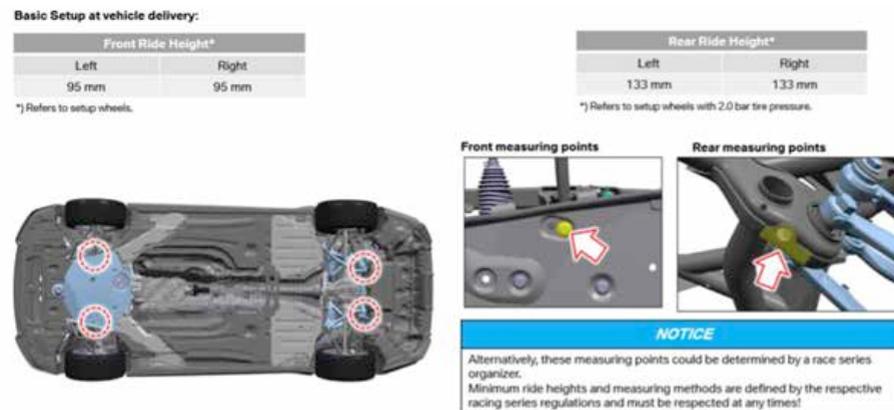
4.1. 最低車高

競技車両の車高は、BMR事務局が用意する車高測定ローラーを使用し、指定された場所 (通常はサーキット内の車両検査場) に置かれた状態で測定する。なお、タイヤ空気圧は、測定のために基準圧力 (2.3 bar) まで調整することができる。

- フロント : 95mm
- リア : 133mm

4.2. 基準点 (測定ポイント)

下記の図に定める車両測定基準点を最下点部とし、車高測定ローラーを車輪後方から車両の下に挿入して基準点を測定した際に全ての基準点で最低車高を確保しなくてはならない。



4.3. サスペンション

サスペンションは、部品カタログで定義されており、構成部品含めていかなる変更もしてはならない。なお、セットアップ目的での以下の調整は認められるが、加工や部品の追加をすることなくオリジナルの許容範囲内で行なわなければならない。

- ① タイロッドでのトー調整
- ② ストラット・ベアリングでのキャンバー調整 (フロント)
- ③ 偏心ボルトでのキャンバー調整 (リア)
- ④ ショック・アブソーバーでの車高調整
- ⑤ 所定の接続点でのスタビライザー調整

- 4.4. ショック・アブソーバーの仕様は、下記の測定値を守らなければならない。

【ショック・アブソーバー仕様】

	Front	Rear
本体仕様	油圧ガス式	油圧ガス式
メーカー	KW	KW
シリーズ番号	5B5B015(LH) 5B5B016(RH)	5B5B018
GAS タンク	無し	無し
GAS・タンク・サイズ	～XXcm ³	～XXcm ³
ダンパー全長 (最大)	480.3	472.9mm
ダンパー全長 (最小)	381.8mm	380.9mm

- 4.5. スプリング

- ① スプリング・キットは、部品カタログで定義され下記の仕様に限り使用が認められる。
- ② フロントにリア用を装着するなど、本来の使用範囲を超えて使用することは許可されない。また、左右で異なる種類のスプリングを使用することは認められない。

【ヘルパー・スプリング仕様】

	Front	Rear
線形	4.8×7.5 ±0.2mm	4.0×7.0 ±0.2mm
外形	76.5+1.0mm	65.5+1.0mm
巻数	4.25	4.5
自由長	60mm	60mm
バネレート	20N/mm	20N/mm

【メイン・スプリング仕様】

	Front	Rear
線形	12.5 ±0.2mm	12.5 ±0.2mm
外形	87+2.0mm	76.75+0.5mm
巻数	5.3	6.9
自由長	140mm	170mm
バネレート	160N/mm	170N/mm

- 4.6. スタビライザー

使用できるスタビライザーは、部品カタログで定義されるものに限り使用が認められる。なお、スタビライザーの機能を無効化することは許可されない。

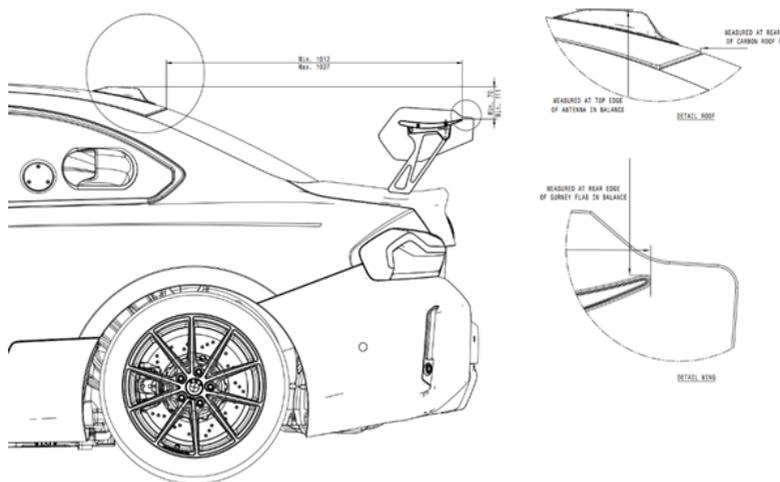
5. 車体および外装パーツ

5.1. 部品カタログで定義される、以下の空力デバイス装着が必要。

A) フロント・スプリッター

B) リア・ウイング（※取り付け位置は、下記に定義される）

【リア・ウイングの取り付け定義】



5.2. いかなる理由でも、追加の開口部を切り取ることは認められない。

5.3. 車体の開口部または結合部を、繋いだり塞いだり養生することは許可されない。なお、レース中に一時的な修理が必要な場合は、時間不足など、やむを得ない場合に限り、損傷した車体開口部または結合部を養生しての修復をすることが許される。ただし、その修理の処置内容は BMR テクニカル事務局によって適正かどうか判断される。

5.4. 異常な低温の影響により、車体開口部および通気孔を塞ぐ必要がある場合、事前に BMR テクニカル事務局による承認を得なければならない。

5.5. バンパーは、オリジナルの状態を保たなければならない。

5.6. バンパーおよびリア・ウイングの加工は禁止とする。また、ボディ外板部品および各ガラスの材質を変更してはならない。

5.7. アンダー・ボディ・シーラーの除去は禁止される。

5.8. サイド・ドア・ミラーは、オリジナルの状態を保ち変更してはならない。

5.9. ヘッドライトは下記への変更を可能とする。

- 日本仕様ヘッドライト 左側 部品番号 63 117 469 785

- 日本仕様ヘッドライト 右側 部品番号 63 117 469 786

5.10. ウィンドウ・ガラスは下記への変更を可能とする。

- 日本仕様ウィンドウ・ガラス 部品番号 51 317 273 823

5.11. エアジャッキは、部品カタログで定義された部品のみ使用することが認められる。なお、取り付けは、最新の G87_M2Racing_Technical_Customer_Manual の指示に従って取り付けなければならない。

6. 左右車輪間規定 (タイヤ・トレッド)

競技車両の左右車輪間幅は、指定された場所 (通常はサーキット内の車両検査場) に置かれた状態で測定する。なお、タイヤ空気圧は、測定のために基準圧力 (2.3 bar) まで調整することができる。

- フロント寸法 : 1,662mm
- リア寸法 : 1,648mm

【左右車輪間幅の計測手段】

タイヤの外側、内側に直角 (90°) のアングル材を置き、タイヤそれぞれのサイドウォールに位置させて、この位置を基準点として地面にマーキングを施す。各マーキング間の距離 (外側から外側、内側から内側の4点) を測定。その測定値を加算して半分に分けることで左右車輪間幅を算出します。

7. その他アクセサリ部品

- 7.1. 部品カタログのアクセサリ・コンポーネントを取り付けることができる。
- 7.2. OBD2 (自己診断機能) カプラー
OBD2 (自己診断機能) カプラーへの結線は認められない。また、カプラー位置はオリジナルの状態を保ち、いかなる場合でも移設や変更は禁止される。

第8条 インテリア

- 1. M2 CSR 事務局によって承認されたもの以外への変更は許可されない。
- 2. 部品カタログに概説されるインテリアは、全ての内装部品を使用していなければならず、一切の加工・調整も認められない。
- 3. シート

- 3.1. シートおよびシート・コンソールは、部品カタログに定義されているものを使用する必要があり、BMW 正規ディーラーから入手しなければならない。
- 3.2. シート仕様変更申請
 - ① 身体的特徴により、部品カタログに記載されているシートを安全上使用できないドライバーを登録した場合、BMR 委員会は、個別の書面による申請を受取った時点で別のシートと関連コンソールを承認できる。
 - ② 部品カタログに指定されているシートを使用できないことを証明するためには、BMR テクニカル事務局が監督する乗車テストを実施する必要がある。なお、承認は検査員が安全上のリスクがあると判断した場合にのみ与えられる。
 - ③ 本申請は該当ドライバーに固有するものであり、該当ドライバーが参加する場合のみ適応される。
 - ④ 本申請の書類様式は問わないが、ドライバーの名前、ライセンス番号、新たにリクエストされたシートおよび関連コンソールのメーカーと部品番号が含まれている必要がある。
 - ⑤ 本申請により新たにリクエストされるシートおよび関連コンソールは、FIA 規格に則した、ヘッド・ガード仕様の部品でなければならない。
- 3.3. 安全ベルトは、FIA 規格に則した物を装着しなければならない。

4. ステアリング

- 4.1. ステアリング・ホイールは、部品カタログで定義されており、変更および取付けの際の加工は認められない。

5. ダッシュ・ボード

- 5.1. 標準のステアリング・コラム調整は、維持されている必要がある。
- 5.2. 標準のペダルなどは変更してはならない。なお、例外として、滑り止めなど、摩擦を増やすフィルムの取り付けは許可される。

6. 消火システム

- 6.1. 消火器システムは、部品カタログに記載された製品の使用が必須であり、サーキット内およびパルク・フェルメ内では、常に作動可能な状態にしていなければならない。
- 6.2. 消火器ボトルは、指定位置に取り付けられていなければならない。

7. その他

- 7.1. 追加、または代替のルーム・ミラーの使用は許可される。
- 7.2. ウィンドウ・ネットの使用は許可される。
- 7.3. ウィンドウ・ガラスへのフィルムの使用は許可される。

第9条 エキゾースト・システム

1. エキゾースト・システムは、部品カタログに記載されているものを使用しなければならない。
2. JAF 国内競技規則に準じた純正の触媒装置（キャタライザー）を装備しなければならない。

第10条 エレクトリック・パーツ

1. オルタネーター
 - 1.1. 純正のシステムは常に取り付けられ、動作していなければならない。
 - 1.2. 正しい長さのベルトを使用する必要があり、潤滑剤や摩擦低減剤をベルトに追加することは禁止とする。
 - 1.3. ベルトのスリップ音が確認された場合は、車両検査違反とみなすことがある。
2. データ・ロガー
 - 2.1. ロガー・データは、部品カタログに記載されている Motec 製 C125（部品番号：5 B8E B17）を使用しなければならない。なお、取付けには BMW Motorsport 製の専用ブラケット（部品番号：5 B76 DA6）を用いて車両に固定すること。車両への電気接続は、配線ハーネス（部品番号：5 B91 B01 — MoTeC 製配線キット（部品番号：5 B91 B02（RJ45 コネクタ）を含む））により行ない、MoTeC L10 GPS アンテナ（部品番号：5 B92 099）を車両に装着して接続しなければならない。MoTeC C125 の技術仕様（オプション）および設定、

ならびに正しい取付位置は、最新版の G87_M2Racing_Technical_Customer_Manual により定義される。

- 2.2. 追加センサーなどの装着による規定外のデータ収集は認められない。ただし、M2 Racing 事務局が発行するブルテンで認められた場合はこの限りではない。
- 2.3. 車内にカメラを設置することは認められるが、CAN インターフェイスへの接続は許可されない。
- 2.4. 大会期間中は、BMR テクニカル事務局の要請に対して収集したデータを速やかに提供しなければならない。データは BMR テクニカル事務局によって車両の適合性を確認される為に使用する。確認するデータには、スロットル・バルブ位置、エンジン回転数、車速、ギヤ、ターボ過給圧、過給空気温度、ラムダ、点火時期、燃料噴射量が含まれ、BMR テクニカル事務局で定める許容範囲を外れた数値が記録されていた場合、改ざんの試行とみなしペナルティを課すものとする。
- 2.5. 収集したデータのうち、予選結果の第1位および決勝レースの優勝者のデータは、他のチームや BMR 委員会のオフィシャル HP など公開することがある。
- 2.6. 競技参加者はセッション（全てのラップ）が適切に記録され、データ・ロガーの全てが機能することを確認する責任がある。
- 2.7. データ・ロガー本体、またはシステムの一部（センサー類およびケーブルなど）が損傷などの影響により、データ・ロガーが正しく機能していることに疑いがある場合は、M2 Racing 事務局に直ちに通知する必要がある。なお、各セッションでの車両検査時点において、メモリー上のデータが存在しないか不完全な場合は、以下のペナルティが課せられる。

【データ・ロガー使用規定違反】

違反対象行為	ペナルティ
公式予選： メモリーの確認ができないか、部分的にしか確認ができない。	ベスト・タイムに 5 秒を加算
決勝レース： メモリーの確認ができないか、部分的にしか確認ができない。	レース・タイムに 30 秒を加算

- 3. バッテリー
 - 3.1. バッテリーは、部品カタログに記載されているものを使用しなければならない。
 - 3.2. バッテリー・アイソレータは、常に装着され、動作していなければならない。
- 4. その他
 - 4.1. 下記のシステムを競技車両に取り付けることは認められるが、事前に M2 CSR 事務局への申請を行わなければならない。
 - ① タイヤ空気圧モニター（エア圧が調整可能なバルブ式は認められない）
 - ② ラップ・タイマー
 - ③ GPS センサー
 - ④ サスペンション・ストローク・センサー
 - ⑤ デファレンシャル・ギア温度センサー
 - ⑥ ブレーキ温度センサー

第 11 条 ホイール

- 1. ホイールは、部品カタログに定義されている製品（部品番号：5 B69 0D7）のみが使用可能。なお、これらのホイールは正規ディーラーから供給されるものに限られる。

2. ホイール・スペーサーの使用は禁止とする。

第12条 タイヤ

1. M2 Racing 事務局が指定するコントロール・タイヤのみ使用可能とする。

SLICK : DUNLOP 280/655R18 販売価格 : 62,000 円 (税込) / 本

WET : DUNLOP 260/655R18 販売価格 : 58,000 円 (税込) / 本

※大会期間中、サービス・ガレージ対応での以下の料金を含む。

新品タイヤ組換え・バランス工賃 (サービス・ガレージ出荷分のみが対象)

※ユーズド・タイヤの組換えには別途費用が必要です。

※廃タイヤの処理には、別途 300 円 (税込) / 本が必要です。

【タイヤ販売窓口】

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内3丁目9-16 丸の内YSビル6階

ジオミックモータースポーツ株式会社

TEL : 052-684-5556 / FAX : 052-684-5559

2. 異なるコンパウンドやサイズのタイヤが特定のサーキットや条件、または供給問題のために、M2 Racing 事務局による変更が承認される場合がある。これにより、最低車高も変更する場合がある。
3. 各車輪には同じ仕様のタイヤが取り付けられていなければならないが、コースの係員によってウェット・レースが宣言されている場合は、フロント・アクスルとリア・アクスルとで異なる仕様のタイヤを使用することができる。
4. トレッドパターンの再切断、再グルーピング、または他の方法による修正を行ってはいならない。

5. 全ての製造業者のデータは、はっきりと見えるものでなければならない。データを除去する為のサイドウォールのバフ研磨は禁止とする。

6. タイヤを加熱および保温する装置の使用は禁止とする。

7. 全てのタイヤは、製造業者の仕様に従って適切に取り付け、指定の最低限の空気圧を下回ってはならない。

8. タイヤ使用規定

- 8.1. 大会期間中の公式予選から決勝レース終了まで、新品、または使用済みのドライ・タイヤを最大8本まで使用可能とする。これらのタイヤは、公式予選前の車両検査にて、車検員によってのマーキングを施されていない。

- 8.2. タイヤを裏組みする行為は禁止され、マーキングは車両外側に向いていなければならない。

- 8.3. 瑕疵のあるタイヤは、車検員およびタイヤ・メーカーの承認があるものにかぎり交換可能となる場合がある。その場合、車検員によってマーキングも移行される。

- 8.4. 例外的に、マーキングされたタイヤの損傷などにより、M2 Racing 事務局の判断でレースへの参加が不可能とされた場合には代用のタイヤに交換することが許される。その場合、以降の決勝レースのスターティング・グリッドは最後尾となり、複数の競技車両が同様の状況にある場合、それまでの公式予選および決勝レースの順位によって決定される。

- 8.5. ドライヤー等での加熱を伴わずに、スクレーパー等の工具を使用してタイヤに付着したデブリを除去することは認められる。ただし、公式予選ならびに決勝レースの終了後、車両保管が解除されて以降での作業可能時間に限っては、ドライヤー等で熱を加えてのデブリの除去も許される。
- 8.6. ウェット・タイヤ使用数には制限は設けないものとする。
- 8.7. M2 Racing 事務局は、大会ごとに許可するタイヤの使用本数を自由に決定することができる。

第13条 車両重量

1. 大会期間中を通じて、ドライバー（装備品着用した状態）と全ての車両装備品（燃料、潤滑油、冷却水などの液体および競技中に使用するカメラ）を含め、1,560kg を下回ってはならない。また、車両保管中に、液体やバラストなどの重量を増やすいかなる行為も禁止される。
2. 車両重量規定を満たす為にバラスト・ウエイトを使用する場合は、部品カタログに定義された固定ネジを使用し、指定位置に確実に固定しなければならない。
3. 4つ以上のバラスト・プレートが必要な場合は、バラスト・プレートからスペーサー・ラグを取り外すことが可能。
4. 複数のドライバーを登録する場合でも、全てのドライバーが上記規定を満たさなければならない。
5. 競技中に車両が破損した場合、失われた部品の重量は車両検査員の裁量で考慮されることがある。

第14条 燃料

1. サーキット場内で販売されている燃料のみを使用可能とし、いかなる添加物も燃料に混合させてはならない。
2. M2 CSR 事務局の裁量により、異なる仕様の燃料が指定されることがある。
3. 公式予選および決勝レース終了時に、競技車両の燃料タンクから、少なくとも3リットルの燃料が、分析のために精査員に提出できなければならない。なお、燃料が取り除かれる前に、指定された最低重量に適合していなければならない。
4. 燃料サンプル・ドレイン・バルブの装着を必須とする。
5. いかなる種類の燃料冷却装置も使用は禁止とする。
6. 本条に定められている指定油種の仕様確認のため、購入履歴証明（領収書など）の提出ならびにレース終了時のサンプル提出等をエントラントに求める場合がある。

第15条 潤滑システム

潤滑システムのオイル（グリス、クーラント、ブレーキ・オイルを含む）は、エンジン・オイルを除いて部品カタログに記載されているものの使用を必須とする。

1. エンジン・オイルは、以下に記載の品目のみが使用可能
- BMW 製 Longlife 01 FE
2. BMR 委員会からの要請に応じて、競技参加者は使用している詳細な情報の全て（ブランド、種類、仕様、製造元または購入履歴）を書面で速やかに提供しなければならない。

第16条 音量規定

全ての競技車両は、各開催サーキットの音量規定に適合していなければならない。

第17条 車両表示規定

1. ドライバー・ネーム表示規則

- 1.1. 全ての競技車両は、白色のゴシック系フォントにて、フロント・ウィンドウ、リア・サイド・ウィンドウ、リア・ウィンドウに貼り付けしなければならない。
- 1.2. リア・サイド・ウィンドウへのドライバー・ネーム表記は、名前の左側に国籍の表示をしなければならない。

2. ゼッケンおよび競技大会表示規則

- 2.1. M2 CSR 事務局により付与される指定ゼッケンおよび競技大会（ハチマキ）の表示が義務付けられる。なお、初回1セットの配布を無償とし、それ以上が必要となった場合は有償とする。
 - ドア・サイド・ゼッケン（指定デザイン）
高さ：330mm／幅：275mm
 - ウィンドウ・ゼッケン（色指定：蛍光色の黄色）
高さ：140mm 以上／幅：20mm 以上
- 2.2. ドア・サイド・ゼッケンの表記位置は、各ドアの前方から 600mm 以内、且つ下面より 150mm 以上の範囲とする。

2.3. フロント・ウィンドウ・スクリーンのゼッケンは、助手席側の上部領域に表示し、「サン・ストリップ」の下端から 50mm、ウィンドウの側端から 50mm 以内に配置しなければならない。

2.4. リア・ウィンドウ・ゼッケンは、フロント・ウィンドウ・ゼッケンと同じ色とフォントを使用し、リア・ウィンドウの運転席側の領域に表示しなければならない。

3. 車両表示規則

3.1. M2 CSR 事務局が指定した公式パートナーならびにサプライヤーのデカールは、全ての競技車両に貼付されていなければならない。

3.2. 運用されるデカールの配置は以下を参照：

- ① フロントとリアのガラス上部
- ② 両サイド・ドア・パネル
- ③ ルーフのサイドとフロント側
- ④ フロント・ボンネット、両サイドの上部
- ⑤ ボンネットの中心
- ⑥ 前後のナンバー・プレート部
- ⑦ 両サイド・ドア最下部と両サイド・シル
- ⑧ フロントとリアのバンパー部
- ⑨ リア・サイド・ウィンドウ

4. 指定パートナー・エリア（下記の図を参照）が M2 Racing 事務局によって使用されていない場合、競技参加者自身のためにそのエリアを使用することができる。ただし、M2 Racing 事務局によって利用要求された場合は、指定エリアを速やかに M2 Racing 事務局に譲らなければならない。

5. 競技参加者が自身のスポンサーを表示する場合は、当該スポンサーが、自動車（部品および付属品を含む）の生産および販売、自動車金融、リース、移動サービスの分野で本シリーズの公式パートナーと競合していないことが条件とされる。

6. M2 CSR 事務局から指定されたデカールと競技参加者の独自のデカールは、最低 10mm の間隔をあける必要がある。

【指定パートナー・エリア】



7. 車両上の特定の場所(参照:上記図の編みかけ部)は、「BMW & MINI Racing」の公式パートナーのための指定エリアとなる。デカールの特定の位置は、デカールが供給されるときに M2 CSR 事務局によって書面で通知される。デカールの特定の位置は、これらの規制に従わなければならない。
8. BMW のグリルバッジ、サイドシルバッジ、フロント・フェンダー・ステッカー、トランクゲート・ステッカーは、常に表記する必要があり、オリジナルの M2 CS と同一箇所、且つ同一方向 10mm 以内で配置しなければならない。

M2 CS Racing Series 2026

Technical Regulation / 車両技術規定 [BMW M2 CS Racing(F87)]

第1条 総則

「車両技術規定（テクニカル・レギュレーション）」は、M2 Racing Series 事務局（以下「M2 Racing 事務局」という）の指定フォーマットに従って設定されており、以下の条文の中で“変更を行うことへの許可が明確に記されていない場合は、変更ができない”という原則に基づいて理解する必要がある。これらの規制は、車両の改造や更なる開発へ投資することなく、全ての参加者が平等に競争を行うことができるようにするためである。

1. 大会に参加する競技車両は、大会期間中を通じて「M2 Racing Series」の主催者が公表する以下の技術規則に準拠しなければならない。
 - 1.1. 車両技術規定（テクニカル・レギュレーション）
 - 1.2. BMW M2 CS Racing の最新の車両および部品カタログ
 - 1.3. BMW M2 CS Racing の最新のユーザー・マニュアル
2. 参戦車両の定義は、「BMW M2 CS Racing」の車両および部品カタログによって定められる。カタログから逸脱する行為は、全て事前に申請する必要があり、承認を得られた場合のみ許可とみなす。
3. 開催される各大会において、大会主催者が適切なカテゴリー・グループもしくはクラスの振り分けを行うため、必要に応じて「バランス・オブ・パフォーマンス（B.o.P）」を使用しての車両パフォーマンスの平準化を行う場合がある。

4. BMW 純正部品および M2 Racing Series 指定パーツは、M2 Racing 事務局が指定した修理、または調整プロセスを超えて加工・変更することは禁止とする。
5. 走行マイレージおよび事故などの影響を受けた部品は、損傷した部品と同一の部品にのみ交換を許される。
6. 競技車両に使用されるナット、ボルト、ワッシャー、ロック・ワッシャー、スプリング・ワッシャー、スプリント・ピンなどの部品は、元の形状と同等の標準部品に交換しなければならない。なお、ネジ山については、タイプ、サイズ、ピッチ（M8×1.25 など）を保持しなければならないが、ヘリコイルによるネジ山の強化は許可される。
7. 特記のない限り、本車両技術規定の規則が適用される。

第2条 概要

1. 「BMW M2 CS Racing（F87）」は、正式なボディ・シェル識別タグを持ち、M2 Racing 事務局により、以下の規則を満たして適切に封印が施された車両とする。
2. M2 Racing 事務局は、バラストの追加や電子制御パラメータの変更など、招待選手やゲストカーの性能を同等にする権利を留保する。
3. M2 Racing 事務局は、障害のあるドライバーによる車両の使用を容易にするための変更を許可する権利も留保する。

第3条 部品定義

1. BMW 純正部品
BMW 正規ディーラーより国内で販売されている部品とし、純正 OEM パーツの使用は禁止とする。また、その他グレードの部品を流用使用することを不可とする。
2. BMR 認定部品
M2 Racing 事務局により使用が認証された部品。認定部品は BMR ブルテンで発表され、発行された後は、本シリーズで使用することが許可される。
3. BMW 純正部品、BMR 認定部品に対する一切の加工、修正、調整などの改造を行うことは許されない。なお、M2 Racing 事務局による管理を目的とした封印を実施する場合があります、競技参加者はこれを拒否してはならない。

第4条 安全要件および装備品

1. FIA 国際競技規則および JAF 国内競技規則の安全規定を適用するものとする。
2. ドリンク・システム

電動で作動しないドライバー用のドリンク・ホルダーの取り付けは許される場合がある。但し、固定方法については、M2 Racing 事務局、各大会技術委員の承認を受けなければならない。

3. クーリング・システム

クール・スーツなどのクーリング・システムの取り付けは許される場合がある。但し、固定方法については、M2 Racing 事務局、各大会技術委員の承認を受けなければならない。また、システム電源は、直接バッテリー・ターミナル端子より取ることは禁止され、ユーザー・マニュアルに記載されている 12V インターフェースを使用する必要がある。なお、取り付けに関わる全ての責任は競技参加者にある。

第5条 一般的な技術要件と例外

1. 対象競技車両「BMW M2 CS Racing (F87)」は、BMW AG が製造し、ビー・エム・ダブリュー株式会社（以下、BMW JAPAN）により日本国内に正規輸入され販売された車両であり、それ以外の車両は使用禁止とする。
2. 本車両技術規定（テクニカル・レギュレーション）の規則にて指定されている場合を除き、変更は認められない。
3. 本車両技術規定（テクニカル・レギュレーション）の記述有無にかかわらず、競技参加者、または参加者自身の車両が JAF 規則を適切に遵守しなければならない。
4. BMW JAPAN による車両の仕様および部品カタログの変更は、安全性の向上またはコスト削減によるもののため、ベース車両の仕様変更に伴い、競技車両のアップデートを行う場合がある。
5. 全ての車両装備部品は、その部品が意図する機能および方法でのみ使用許可される。なお、その可否については車両技術車検員によって判断される。

第6条 車体 / ボディ・シェル

1. 車体は、「BMW M2 CS Racing (F87)」標準仕様のままでなければならない。
2. 車体の材料を補強、部品の取り外し、または追加することを禁止される。
3. ボディ・シェルの修理は、M2 Racing 事務局が指定する工場のみが実施することができる。

第7条 車両改造規定

BMW M2 CS Racing (F87) の最新の車両および部品カタログに記載される競技車両の様式からの変更は認められない。

1. エンジンおよびトランスミッション

- 1.1. エンジンは、BMW JAPAN から以下の箇所に封印が施された状態で供給され、封印はいかなる状況下でも破壊されてはならない。

【封印箇所】

- ①. DME コントロール・ユニット
- ②. インタークーラーの圧力温度センサー
- ③. インダクション・パイプの圧力温度センサー
- ④. エンジン・ヘッド・カバーおよびターボチャージャー（フロント側）
- ⑤. エンジン・ヘッド・カバーおよびターボチャージャー（リア側）

- 1.2. 封印が壊れている場合は、BMR 委員会によって完全検査が行われられない限り不適格となる。なお、検査にかかる一切の費用は、当該競技参加者が負担しな

ければならない。

- 1.3. エンジンまたはその他の補機類の変更は禁止される。
 - 1.4. ギア・ボックスとデファレンシャルは、封印が施されていない状態で供給されるが、それらの変更は許可されない。また、開封を伴うチェックおよびオーバーホールは、BMR テクニカル事務局のみが行うことができる。
 - 1.5. スパーク・プラグは、部品番号 1212 0039 664 の BMW 純正部品の使用を必須とする。
 - 1.6. 各部センサー類に結線する、エンジン制御コントローラーの使用は許可されない。
 - 1.7. デファレンシャル用オイルキャッチタンクの装着は許可される。なお、装着の際は書面により BMR テクニカル事務局に申告しなくてはならない。
- ### 2. 電子制御機器（コントロール・ユニット）とソフトウェアのバージョン
- 2.1. 電子制御機器のソフトウェアとハードウェアは、BMR テクニカル事務局がいつでも確認ができ、ユーザー・マニュアルで指定されている現在のステータスを常に準拠している必要がある。なお、確認ができない場合は、BMR テクニカル事務局に自主的に報告しなければならない。
 - 2.2. BMR テクニカル事務局では、コントロール・ユニットのソフトウェア・バージョンまたはハードウェアをいつでも更新または交換することができる。
 - 2.3. 競技参加者がコントロール・ユニット内のデータベースまたはプログラムのバージョンを上書きまたは変更してはならない。
 - 2.4. 配線の配置変更および加工を行ってはならない。また、CAN 通信を使用するデバイスの取り付けは禁止とする。

- 2.5. ワイヤー・ハーネスなどの修理は、事前に BMR テクニカル事務局の承認を得た場合にのみ行うことが認められる。

3. 制動装置

3.1. ブレーキ・システム

消耗部品の交換は、部品カタログで定義されるものに限り使用が認められる。なお、ブレーキ・システムは車両仕様によって異なり、部品カタログで定義されるものに限り使用が認められる。

- 3.2. 運転補助機能（ABS、DSC、MDM）は、サーキットで使用するために特別に調整されており、競技参加者がそれらを変更してはならない。

- 3.3. ガード・プレート（バック・プレート）ならびにエア・ガイドの追加変更は、認められない。

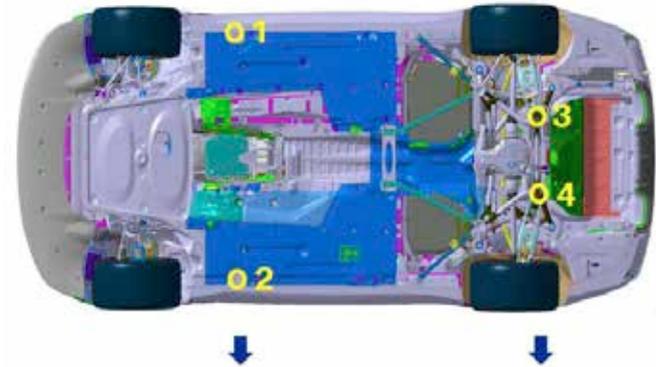
4. シャシーおよびサスペンション

4.1. 最低車高

競技車両の車高は、BMR 事務局が用意する車高測定ローラーを使用し、指定された場所（通常はサーキット内の車両検査場）に置かれた状態で測定する。なお、タイヤ空気圧は、測定のために基準圧力（2.3 bar）まで調整することができる。

4.2. 基準点（測定ポイント）

以下に定める車両測定基準点を最下点部とし、車高測定ローラーを車輪後方から車両の下に挿入して基準点を測定した際に全ての基準点で130mm 以上を確保しなくてはならない。



【フロント基準点】



【リア基準点】

4.3. サスペンション・キット

使用できるサスペンション・キットは、部品カタログで定義され、以下の内容以外の調整・変更は認められない。

- ①. 調整ダイヤルによる、ショック・アブソーバーの減衰力設定
- ②. 車高調整

4.4. ショック・アブソーバーの仕様は、下記の測定値を守らなければならない。

【ショック・アブソーバー仕様】

	Front	Rear
本体仕様	油圧ガス式	油圧ガス式
メーカー	ZF RACE	ZF RACE
シリーズ番号	8 324 125	8 324 126
GAS タンク	内蔵式	内蔵式
GAS・タンク・サイズ	～44cm ³	～64cm ³
ダンパー全長 (最大) ※ケース～ボールセンター	458.2mm±2	475.5mm±2
ダンパー全長 (最小) ※ケース～ボールセンター	354.2mm±2	368.5mm±2

4.5. スプリング

- ①. スプリング・キットは、部品カタログで定義される種類に限り使用が認められる。
- ②. フロントにリア用を装着するなど、本来の使用範囲を超えて使用することは許可されない。また、左右で異なる種類のスプリングを使用することは認められない。

4.6. スタビライザー

使用できるスタビライザーは、部品カタログで定義されるものに限り使用が認められる。なお、スタビライザーの機能を無効化することは許可されない。

4.7. サスペンション・リンク

サスペンション・リンクは、レースで使用する為に変更され、部品カタログで定義されるものに限り使用が認められる。なお、全てのコンポーネントの調整は、指定された許容の範囲内に留めなければならない。

【フロント・アクスル】



LOWER WISHBONE

【リア・アクスル】



LOWER wishbone



top wishbone

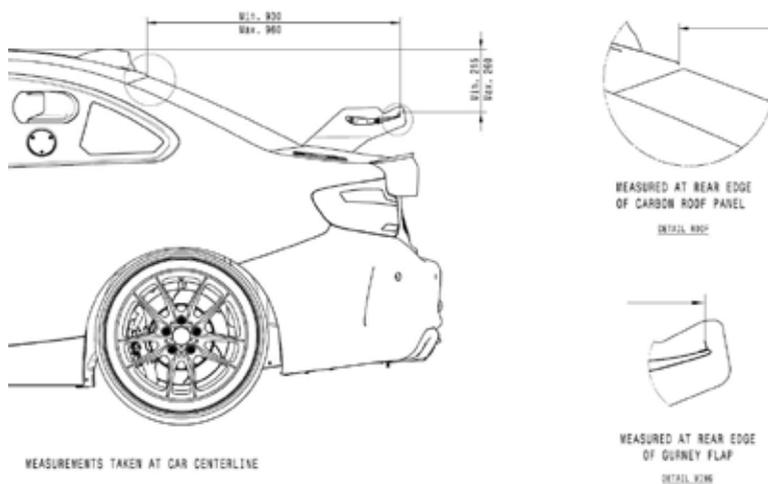
5. 車体および外装パーツ

5.1. 部品カタログで定義される、以下の空力デバイス装着が必要。

A) フロント・スプリッター

B) リア・ウイング（※取り付け位置は、下記に定義される）

【リア・ウイングの取付け定義】



5.2. いかなる理由でも、追加の開口部を切り取ることは認められない。

5.3. 車体の開口部または結合部を、繋いだり塞いだり養生することは許可されない。なお、レース中に一時的な修理が必要な場合は、時間不足など、やむを得ない場合に限り、損傷した車体開口部または結合部を養生しての修復をすることが許される。ただし、その修理の処置内容は BMR テクニカル事務局によって適正かどうか判断される。

5.4. 異常な低温の影響により、車体開口部および通気孔を塞ぐ必要がある場合、事前に BMR テクニカル事務局による承認を得なければならない。

5.5. バンパーは、オリジナルの状態を保たなければならない。

5.6. バンパーおよびリア・ウイングの加工は禁止とする。また、ボディ外板部品および各ガラスの材質を変更してはならない。

5.7. アンダー・ボディ・シーラーの除去は禁止される。

5.8. サイド・ドア・ミラーは、オリジナルの状態を保ち変更してはならない。

5.9. ヘッドライトは下記への変更を可能とする。

- 日本仕様ヘッドライト 左側 部品番号 63 117 469 785

- 日本仕様ヘッドライト 右側 部品番号 63 117 469 786

5.10. ウィンドウ・ガラスは下記への変更を可能とする。

- 日本仕様ウィンドウ・ガラス 部品番号 51 317 273 823

6. 左右車輪間規定（タイヤ・トレッド）

競技車両の左右車輪間幅は、指定された場所（通常はサーキット内の車両検査場）に置かれた状態で測定する。なお、タイヤ空気圧は、測定のために基準圧力（2.3 bar）まで調整することができる。

- フロント寸法：1,553mm～1,603mm

- リア寸法：1,607mm～1,657mm

【左右車輪間幅の計測手段】

タイヤの外側、内側に直角（90°）のアングル材を置き、タイヤそれぞれのサイドウォールに位置させて、この位置を基準点として地面にマーキングを

施す。各マーキング間の距離（外側から外側、内側から内側の4点）を測定。その測定値を加算して半分に割ることで左右車輪間幅を算出します。

7. その他アクセサリ部品

- 7.1. 部品カタログのアクセサリ・コンポーネントを取り付けることができる。
- 7.2. OBD2（自己診断機能）カプラー
OBD2（自己診断機能）カプラーへの結線は認められない。また、カプラー位置はオリジナルの状態を保ち、いかなる場合でも移設や変更は禁止される。

第8条 インテリア

1. M2 Racing 事務局によって承認されたもの以外への変更は許可されない。
2. 部品カタログに概説されるインテリアは、全ての内装部品を使用していなければならず、一切の加工・調整も認められない。
3. シート
 - 3.1. シートおよびシート・コンソールは、部品カタログに定義されているものを使用する必要があり、BMW 正規ディーラーから入手しなければならない。
 - 3.2. シート仕様変更申請
 - ①. 身体的特徴により、部品カタログに記載されているシートを安全上使用できないドライバーを登録した場合、BMR 委員会は、個別の書面による申請を受取った時点で別のシートと関連コンソールを承認できる。
 - ②. 部品カタログに指定されているシートを使用できないことを証明する

ためには、BMR テクニカル事務局が監督する乗車テストを実施する必要がある。なお、承認は検査員が安全上のリスクがあると判断した場合にのみ与えられる。

- ③. 本申請は該当ドライバーに固有するものであり、該当ドライバーが参加する場合のみ適応される。
- ④. 本申請の書類様式は問わないが、ドライバーの名前、ライセンス番号、新たにリクエストされたシートおよび関連コンソールのメーカーと部品番号が含まれている必要がある。
- ⑤. 本申請により新たにリクエストされるシートおよび関連コンソールは、FIA 規格に則した、ヘッド・ガード仕様の部品でなければならない。

- 3.3. 安全ベルトは、FIA 規格に則した物を装着しなければならない。

4. ステアリング

- 4.1. ステアリング・ホイールは、部品カタログで定義されており、変更および取付けの際の加工は認められない。

5. ダッシュ・ボード

- 5.1. 標準のステアリング・コラム調整は、維持されている必要がある。
- 5.2. 標準のペダルなどは変更してはならない。なお、例外として、滑り止めなど、摩擦を増やすフィルムの取り付けは許可される。

6. 消火システム

- 6.1. 消火器システムは、部品カタログに記載された製品の使用が必須であり、サーキット内およびパルク・フェルメ内では、常に作動可能な状態にしていなければならない。
- 6.2. 消火器ボトルは、指定位置に取り付けられていなければならない。

7. その他

- 7.1. 追加、または代替のルーム・ミラーの使用は許可される。
- 7.2. ウィンドウ・ネットの使用は許可される。
- 7.3. ウィンドウ・ガラスへのフィルムの使用は許可される。

第9条 エキゾースト・システム

1. エキゾースト・システムは、部品カタログに記載されているものを使用しなければならない。
2. JAF 国内競技規則に準じた純正の触媒装置（キャタライザー）を装備しなければならない。

第10条 エレクトリック・パーツ

1. オルタネーター

- 1.1. 純正のシステムは常に取り付けられ、動作していなければならない。
- 1.2. 正しい長さのベルトを使用する必要があり、潤滑剤や摩擦低減剤をベルトに追加することは禁止とする。
- 1.3. ベルトのスリップ音が確認された場合は車両検査違反とみなすことがある。

2. データ・ロガー

- 2.1. ロガー・データは、部品カタログに記載されている AIM 製 MXG1.2 を使用しなければならない。
- 2.2. 追加センサーなどの装着による規定外のデータ収集は認められない。ただし、M2 Racing 事務局が発行するブルテンで認められた場合はこの限りではない。
- 2.3. 車内にカメラを設置する場合、そのシステムをデータ・ロガーに接続することは認められる。
- 2.4. 大会期間中は、BMR テクニカル事務局の要請に対して収集したデータを速やかに提供しなければならない。データは BMR テクニカル事務局によって車両の適合性を確認される為に使用する。確認するデータには、スロットル・バルブ位置、エンジン回転数、車速、ギヤ、ターボ過給圧、過給空気温度、ラムダ、点火時期、燃料噴射量が含まれ、BMR テクニカル事務局で定める許容範囲を外れた数値が記録されていた場合、改ざんの試行とみなしペナルティを課すものとする。

- 2.5. 収集したデータのうち、予選結果の第1位および決勝レースの優勝者のデータは、他のチームやBMR委員会のオフィシャルHPなどで公開することがある。
- 2.6. 競技参加者はセッション（全てのラップ）が適切に記録され、データ・ロガーの全てが機能することを確認する責任がある。
- 2.7. データ・ロガー本体、またはシステムの一部（センサー類およびケーブルなど）が損傷などの影響により、データ・ロガーが正しく機能していることに疑いがある場合は、M2 Racing 事務局に直ちに通知する必要がある。なお、各セッションでの車両検査時点において、メモリー上のデータが存在しないか不完全な場合は、以下のペナルティが課せられる。

【データ・ロガー使用規定違反】

違反対象行為	ペナルティ
公式予選： メモリーの確認ができないか、部分的にしか確認ができない。	ベスト・タイムに5秒を加算
決勝レース： メモリーの確認ができないか、部分的にしか確認ができない。	レース・タイムに30秒を加算

3. バッテリー
- 3.1. バッテリーは、部品カタログに記載されているものを使用しなければならない。
- 3.2. バッテリー・アイソレータは、常に装着され、動作していなければならない。
4. その他
- 4.1. 下記のシステムを競技車両に取り付けることは認められるが、事前にM2 CSR事務局への申請を行わなければならない。

- ①. タイヤ空気圧モニター（エア圧が調整可能なバルブ式は認められない）
- ②. ラップ・タイマー
- ③. GPS センサー
- ④. サスペンション・ストローク・センサー
- ⑤. デファレンシャル・ギア温度センサー
- ⑥. ブレーキ温度センサー

第11条 ホイール

1. ホイールは、部品カタログに記載されている10.5J×18inchサイズのみが使用可能。なお、これらのホイールは正規ディーラーから供給されるものに限られる。
2. ホイール・スペーサーの使用は禁止とする。

第12条 タイヤ

1. M2 Racing 事務局が指定するコントロール・タイヤのみ使用可能とする。

SLICK : DUNLOP 280/655R18 販売価格：62,000円（税込）/本
 WET : DUNLOP 260/655R18 販売価格：58,000円（税込）/本
 ※大会期間中、サービス・ガレージ対応での以下の料金を含む。

新品タイヤ組換え・バランス工賃（サービス・ガレージ出荷分のみが対象）
 ※ユーズド・タイヤの組換えには別途費用が必要です。
 ※廃タイヤの処理には、別途300円（税込）/本が必要です。

【タイヤ販売窓口】

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内3丁目9-16 丸の内YSビル6階
ジオミックモータースポーツ株式会社
TEL：052-684-5556 / FAX：052-684-5559

2. 異なるコンパウンドやサイズのタイヤが特定のサーキットや条件、または供給問題のために、M2 Racing 事務局による変更が承認される場合がある。これにより、最低車高も変更する場合がある。
3. 各車輪には同じ仕様のタイヤが取り付けられていなければならないが、コースの係員によってウェット・レースが宣言されている場合は、フロント・アクスルとリア・アクスルとで異なる仕様のタイヤを使用することができる。
4. トレッドパターンの再切断、再グルーピング、または他の方法による修正を行ってはならない。
5. 全ての製造業者のデータは、はっきりと見えるものでなければならない。データを除去する為のサイドウォールのバフ研磨は禁止とする。
6. タイヤを加熱および保温する装置の使用は禁止とする。
7. 全てのタイヤは、製造業者の仕様に従って適切に取り付け、指定の最低限の空気圧を下回ってはならない。
8. タイヤ使用規定
 - 8.1. 大会期間中の公式予選から決勝レース終了まで、新品、または使用済みのドライ・タイヤを最大8本まで使用可能とする。これらのタイヤは、公式予選前の車両検査にて、車検員よってのマーキングを施されていないなければならない。

- 8.2. タイヤを裏組みする行為は禁止され、マーキングは車両外側に向いていなければならない。
- 8.3. 瑕疵のあるタイヤは、車検員およびタイヤ・メーカーの承認があるものにかぎり交換可能となる場合がある。その場合、車検員によってマーキングも移行される。
- 8.4. 例外的に、マーキングされたタイヤの損傷などにより、M2 CSR 事務局の判断でレースへの参加が不可能とされた場合には代用のタイヤに交換することが許される。その場合、以降の決勝レースのスターティング・グリッドは最後尾となり、複数の競技車両が同様の状況にある場合、それまでの公式予選および決勝レースの順位によって決定される。
- 8.5. ドライヤー等での加熱を伴わずに、スクレーパー等の工具を使用してタイヤに付着したデブリを除去することは認められる。ただし、公式予選ならびに決勝レースの終了後、車両保管が解除されて以降での作業可能時間に限っては、ドライヤー等で熱を加えてのデブリの除去も許される。
- 8.6. ウェット・タイヤ使用数には制限は設けないものとする。
- 8.7. M2 Racing 事務局は、大会ごとに許可するタイヤの使用本数を自由に決定することができる。

第13条 車両重量

1. 大会期間中を通じて、ドライバー（装備品着用した状態）と全ての車両装備品（燃料、潤滑油、冷却水などの液体および競技中に使用するカメラ）を含め、1,535kgを下回ってはならない。また、車両保管中に、液体やバラストなどの重量を増やすいかなる行為も禁止される。

2. 車両重量規定を満たす為にバラスト・ウェイトを使用する場合は、部品カタログに指定された固定ネジを使用し、指定位置に確実に固定しなければならない。
3. 4つ以上のバラスト・プレートが必要な場合は、バラスト・プレートからスペーサー・ラグを取り外すことが可能。
4. 複数のドライバーを登録する場合でも、全てのドライバーが上記規定を満たさなければならない。
5. 競技中に車両が破損した場合、失われた部品の重量は車両検査員の裁量で考慮されることがある。

第14条 燃料

1. サーキット場内で販売されている燃料のみを使用可能とし、いかなる添加物も燃料に混合させてはならない。
2. M2 Racing 事務局の裁量により、異なる仕様の燃料が指定されることがある。
3. 公式予選および決勝レース終了時に、競技車両の燃料タンクから、少なくとも3リットルの燃料が、分析のために精査員に提出できなければならない。なお、燃料が取り除かれる前に、指定された最低重量に適合していなければならない。
4. 燃料サンプル・ドレイン・バルブの装着を必須とする。
5. いかなる種類の燃料冷却装置も使用は禁止とする。

6. 本条に定められている指定油種の仕様確認のため、購入履歴証明（領収書など）の提出ならびにレース終了時のサンプル提出等をエントラントに求める場合がある。

第15条 潤滑システム

潤滑システムのオイル（グリス、クーラント、ブレーキ・オイルを含む）は、エンジン・オイルを除いて部品カタログに記載されているものの使用を必須とする。

1. エンジン・オイルは、以下に記載の品目のみが使用可
-BMW 製 Longlife 01 FE
2. BMR 委員会からの要請に応じて、競技参加者は使用している詳細な情報の全て（ブランド、種類、仕様、製造元または購入履歴）を書面で速やかに提供しなければならない。

第16条 音量規定

全ての競技車両は、各開催サーキットの音量規定に適合していなければならない。

第17条 車両表示規定

1. ドライバー・ネーム表示規則
- 1.1. 全ての競技車両は、白色のゴシック系フォントにて、フロント・ウィンドウ、リア・サイド・ウィンドウ、リア・ウィンドウに貼り付けなければならない。

1.2. リア・サイド・ウィンドウへのドライバー・ネーム表記は、名前の左側に国籍の表示をしなければならない。

2. ゼッケンおよび競技大会表示規則

2.1. M2 Racing 事務局により付与される指定ゼッケンおよび競技大会（ハチマキ）の表示が義務付けられる。なお、初回1セットの配布を無償とし、それ以上が必要となった場合は有償とする。

- ドア・サイド・ゼッケン（指定デザイン）

高さ：330mm / 幅：275mm

- ウィンドウ・ゼッケン（色指定：蛍光色の黄色）

高さ：140mm 以上 / 幅：20mm 以上

2.2. ドア・サイド・ゼッケンの表記位置は、各ドアの前方から 600mm 以内、且つ下面より 150mm 以上の範囲とする。

2.3. フロント・ウィンドウ・スクリーンのゼッケンは、助手席側の上部領域に表示し、「サン・ストリップ」の下端から 50mm、ウィンドウの側端から 50mm 以内に配置しなければならない。

2.4. リア・ウィンドウ・ゼッケンは、フロント・ウィンドウ・ゼッケンと同じ色とフォントを使用し、リア・ウィンドウの運転席側の領域に表示しなければならない。

3. 車両表示規則

3.1. M2 CSR 事務局が指定した公式パートナーならびにサプライヤーのデカールは、全ての競技車両に貼付されていなければならない。

3.2. 運用されるデカールの配置は以下を参照：

- ①. フロントとリアのガラス上部
- ②. 両サイド・ドア・パネル
- ③. ルーフのサイドとフロント側
- ④. フロント・ボンネット、両サイドの上部
- ⑤. ボンネットの中心
- ⑥. 前後のナンバー・プレート部
- ⑦. 両サイド・ドア最下部と両サイド・シル
- ⑧. フロントとリアのバンパー部
- ⑨. リア・サイド・ウィンドウ

4. 指定パートナー・エリア（下記の図を参照）が M2 CSR 事務局によって使用されていない場合、競技参加者自身のためにそのエリアを使用することができる。ただし、M2 CSR 事務局によって利用要求された場合は、指定エリアを速やかに M2 CSR 事務局に譲らなければならない。

5. 競技参加者が自身のスポンサーを表示する場合は、当該スポンサーが、自動車（部品および付属品を含む）の生産および販売、自動車金融、リース、移動サービスの分野で本シリーズの公式パートナーと競合していないことが条件とされる。

6. M2 CSR 事務局から指定されたデカールと競技参加者の独自のデカールは、最低 10mm の間隔をあける必要がある。

【指定パートナー・エリア】



7. 車両上の特定の場所(参照:上記図の編みかけ部)は、「BMW & MINI Racing」の公式パートナーのための指定エリアとなる。デカールの特定の位置は、デカールが供給されるときに M2 Racing 事務局によって書面で通知される。デカールの特定の位置は、これらの規制に従わなければならない。
8. BMWのグリルバッジ、サイドシルバッジ、フロント・フェンダー・ステッカー、トランクゲート・ステッカーは、常に表記する必要があり、オリジナルの M2 CS と同一箇所、且つ同一方向 10mm 以内で配置しなければならない。

第1条 総則

「車両技術規定 (テクニカル・レギュレーション)」は、ミニ・チャレンジ・ジャパン事務局 (以下「MCJP 事務局」という) の指定フォーマットに従って設定されており、以下の条文の中で「変更を行うことへの許可が明確に記されていない場合は、変更ができない」という原則に基づいて理解する必要がある。これらの規制は、車両の改造や更なる開発へ投資することなく、全ての参加者が平等に競争を行うことができるようにするためである。

1. 大会に参加する競技車両は、大会期間中を通じて「MINI CHALLENGE JAPAN」の主催者が公表する技術規則に準拠しなければならない。
2. MINI 純正部品および MINI CHALLENGE 指定パーツは、MCJP 事務局が指定した修理、または調整プロセスを超えて加工・変更することは禁止とする。
3. 走行マイルージおよび事故などの影響を受けた部品は、損傷した部品と同一の部品にのみ交換を許される。
4. 競技車両に使用されるナット、ボルト、ワッシャー、ロック・ワッシャー、スプリング・ワッシャー、スプリント・ピンなどの部品は、元の形状と同等の標準部品に交換しなければならない。なお、ネジ山については、タイプ、サイズ、ピッチ (M8×1.25P など) を保持しなければならないが、ヘリコイルによるネジ山の強化は許可される。
5. 特記のない限り、以下の規則が適用される。

第2条 概要

1. 「MINI F56 JCW CHALLENGE」は、正式なボディ・シェル識別タグを持ち、MCJP 事務局により、以下の規則を満たして適切に封印が施された車両とする。
2. MCJP 事務局は、バラストの追加や電子制御パラメータの変更など、招待選手やゲストカーの性能を同等にする権利を留保する。
3. MCJP 事務局は、障害のあるドライバーによる車両の使用を容易にするための変更を許可する権利も留保する。

第3条 安全要件および装備品

1. FIA 国際競技規則および JAF 国内競技規則の安全規定を適用するものとする。
2. ドリンク・システム

電動で作動しないドライバー用のドリンク・ホルダーの取り付けは許される場合がある。但し、固定方法については、MCJP 事務局、各大会技術委員の承認を受けなければならない。

3. クーリング・システム

クール・スーツなどのクーリング・システムの取り付けは許される場合がある。但し、固定方法については、MCJP 事務局、各大会技術委員の承認を受けなければならない。また、システム電源は、直接バッテリー・ターミナル端子より取ることはできない。取り付けに関わる全ての責任は競技参加者にある。

4. エア・ジャッキ
エア・ジャッキの取付けは許されるが、装着方法については、MCJP 事務局の承認を受けなければならない。
5. ウインドウ・ネット
事故等生じた場合に、運転者側窓の開口部から外部に突出することを防ぐため、ウインドウ・ネットをロールケージに取り付けて使用しなければならない。

第4条 一般的な技術要件と例外

1. 対象車両「MINI F56 JCW CHALLENGE」および「MINI F56 JCW CHALLENGE EVO」は、MINI CHALLENGE UK が製造し、ジオミックモータースポーツ株式会社により日本国内に正規輸入され販売された車両であり、それ以外の車両は使用禁止とする。
2. 本車両技術規定（テクニカル・レギュレーション）の規則にて指定されている場合を除き、変更は認められない。
3. これらの車両技術規定（テクニカル・レギュレーション）にかかわらず、競技参加者、または参加者自身の車両が JAF 規則を適切に遵守しなければならない。
4. MCJP 事務局の指定パーツ以外の MINI 純正部品は、2014 年から 2018 年製造の「New MINI Cooper S 3Door / 2 リッターガソリンエンジン (B48A20A) / 右ハンドル / 日本仕様」向けのみが認められる。純正 OEM パーツは、MCJP 事務局の承認がない限り使用禁止とする。
5. MCJP 事務局より販売される、MINI CHALLENGE 指定パーツには、指定パーツの証明となる封印ステッカーが貼付されている。その封印ステッカーは常に貼付されている必要があり、除去や破壊がされている場合は規定違反とみなす。

6. 全ての車両装備部品は、その部品が意図する機能および方法でのみ使用許可される。なお、その可否については車両技術車検員によって判断される。

第5条 車体 / ボディ・シェル

1. 車体は、「MINI F56 JCW CHALLENGE」標準仕様のままでなければならない。
2. 車体の材料を補強、部品の取り外し、または追加することを禁止される。
3. 車体には「MINI F56 JCW CHALLENGE」の公式識別タグが表示されていないなければならない。
4. アンダー・ボディ・シーラーの除去は禁止される。
5. ボディ・シェルの交換は、MCJP 指定パーツ番号 MCF56065 のみを対象とする。
6. ボディ・シェルの修理は、MCJP 事務局指定の工場のみ実施することができる。

第6条 外装パーツ

MCJP 事務局によって承認されたもの以外への変更、加工、追加は許可されない。それぞれ指定するパーツ番号に「LCI2」がある場合は、それらを含めて対象とする。

1. MCJP 事務局によって承認されている外装パーツ
 - 1.1. フロント・バンパー
- フロント・バンパー (スプリッターを含む) は、MCJP 指定パーツ番号

MCF56001 が対象。

- ブレーキ・ダクトは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56002 が対象。
- アッパー・クラッシュ・バーは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56066 が対象。
- ラジエター・パネル・キャリアは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56067 が対象。
- ラジエター・サイド・パネルは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56068 が対象。

1.2. ボンネット

- ボンネットおよびボンネット・ダクトは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56003V および MCF56003、MCF56003A が対象。
- ボンネット・マウント・フロント & リアは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56056 が対象。

1.3. フロント・フェンダー

- フロントフェンダーは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56005 が対象。

1.4. ウィンドウ・ガラス

ウィンドウ・ガラス類は、BMW MINI F56 Cooper S 3 ドア / 2 L ガソリンエンジン車の 2014 年から 2024 年製造の日本仕様、右ハンドル車用および BMW MINI 純正部品が対象。

1.5. 左右ドア

- 左右ドアは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56062/063 が対象。
- ドア・インナー・プレートは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56069/070 が対象。

1.6. サイド・シル

- サイド・シルは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56007 が対象。

1.7. ルーフ

- ルーフ・ダクト・セットは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56008 が対象。
- ルーフ・パネルは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56073 が対象。
- ラジオ・アンテナは、New MINI F56 Cooper S 3 ドア / 2L ガソリンエンジ

ン車の 2014 年から 2020 年製造の日本仕様、右ハンドル車および MINI 純正部品が対象。但し、シャーク・フィン・タイプへのアンテナへの変更は許可されない。

1.8. リア・クォーター

- リア・クォーター・パネルは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56060/ MCF56061 が対象。
- リア・ホイール・アーチは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56009 が対象。

1.9. リア・バンパー

- リア・バンパーは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56010 が対象。
- リア・バンパー・キャリアは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56078 が対象。
- リア・バンパー・ガイド は、MCJP 指定パーツ番号 MCF56079/ MCF56080 が対象。

1.10. リア・ディフューザー

- リア・ディフューザーは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56011 が対象。
- リア・エキゾースト・センター・プレートは MCF56081 が対象となり、常に装着していなければならない。

1.11. リア・ウイング

- リア・ウイングは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56012 が対象。

1.12. リア・ゲート

- リア・トランク・ゲートは MCJP 指定パーツ番号 MCF56064 が対象。

- FRP 製の MCJP 指定パーツの修理は可能だが、MCJP 事務局による事前承認が必要である。なお、その際にパーツへの著しい強化や形状の変更は禁止とする。
- 適格性に関する最終的な判断は、MCJP 事務局に委ねなければならない。

4. 牽引用トー・ストラップは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56054 または MCF56054.1 の使用が必須。

第7条 インテリア

1. MCJP 事務局によって承認されたもの以外への変更は許可されない。
2. シート
 - 2.1. シートは、FIA 規格に則した部品でなければならない。なお、ヘッド・ガード仕様を推奨する。
 - 2.2. シート位置調整用のスライド機構の追加は、MCJP 指定部品のみ許可される。
 - 2.3. 安全ベルトは、FIA 規格に則した物を装着しなければならない。
3. ステアリング
 - 3.1. ステアリング・ホイールおよびクイック・リリースへの変更は許可される。
4. ダッシュボード
 - 4.1. ダッシュボードは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56014 の使用を必須とする。なお、ダッシュボードをラッピングすることは許可される。
 - 4.2. スイッチ・パネルは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56015 の使用を必須とする。
 - 4.3. ステアリング・コラムは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56017 の使用を必須とする。

- 4.4. ステアリング・ラックは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56076 の使用を必須とする。

5. 消火システム

- 5.1. 消火器システムは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56013 の使用を推奨するが、BMR テクニカル事務局が認定する代替品の使用も認められる。なお、いずれのシステムもサーキット内およびバルク・フェルメ内では、常に作動可能な状態にしていなければならない。
- 5.2. 消火器ボトルは、助手席の後方の指定位置に取り付けられていなければならない。

6. その他

- 6.1. 追加、または代替のルーム・ミラーの使用は許可される。
- 6.2. ウィンドウ・ネットは、GMS71327 を使用しなければならない。
- 6.3. ウィンドウ・ガラスへのフィルムの使用は許可される。

第8条 最低車高

1. 競技車両の車高は、公式の MCJP 車高測定ローラーを使用し、指定された場所（通常はサーキット内の車両検査場）に置かれた状態で測定する。なお、タイヤ空気圧は、測定のために基準圧力（2.3 bar）まで調整することができる。

2. フロント最低車高 100mm

- 2.1. フロントの車両測定基準点は、以下に示すフロント・サブフレームの最下点部とする。
- 2.2. 車高測定ローラーを前輪後方から車両の下に挿入して基準点を測定する。
- 2.3. 車両左側（助手席側）と右側（運転席側）の基準の両方が最低車高以上を満たさなければならない。

【フロント基準点】

フロント・メンバーボルト（ボルトヘッド最下面）



【左側（拡大）】 【右側（拡大）】

3. リア最低車高 130mm

- 3.1. リアの車高測定基準点は、以下に示す最も後部のマフラー・トンネル・ストラップ・ボルト部とする。
- 3.2. 車高測定ローラーは、マフラー・テール・パイプの直下から車両の下に挿入し基準点を測定する。

- 3.3. 車両左側（助手席側）と右側（運転席側）の基準の両方が最低車高以上を満たさなければならない。

【リア基準点】

リア・メンバーボルト（ボルトヘッド最下面）



第9条 エンジン

1. MCJP 事務局によって提供され、封印された MCJP 指定パーツ番号 MCF56020 を使用しなければならない。
2. エンジンは、MCJP 事務局によって封印される。封印はいかなる状況下でも破壊されてはならない。封印が壊れている場合は、MCJP 事務局によって完全検査が行われないうり不適格となる。なお、検査にかかる一切の費用は、当該競技参加者が負担しなければならない。

3. エンジンの修理およびオーバーホール作業は、MCJP 事務局によってのみ可能とする。
4. MCJP 指定パーツ番号 MCF56021 のタービンおよびウェスト・ゲートの組立作業は、MCJP 事務局によってのみ可能とする。なお、取付け時は、配管およびウェスト・ゲートからのエア漏れがあってはならない。
5. ブースト圧は MCJP 事務局により管理され、規定値以上のブースト圧が確認された場合は、MCJP 事務局による完全検査が行われな限り不適合となる。
6. タービンは、MCJP 事務局によって封印される。封印はいかなる状況下でも破壊されてはならない。封印が壊れている場合は、MCJP 事務局によって完全検査が行われな限り不適合となる。なお、検査にかかる一切の費用は、当該競技参加者が負担しなければならない。
7. タービンのメンテナンスは、MCJP 事務局によってのみ可能とする。
8. ウェスト・ゲート・バキューム・パイプは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56022 の使用を必須とする。
9. インタークーラーは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56023 の使用を必須とする。
10. エア・フィルターは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56024 の使用を必須とする。
11. ラジエターは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56025 の使用を必須とする。
12. ラジエター・ファンおよびラジエター・ファン・フィッティングは、MINI CHALLENGE 指定パーツ番号 MCF56026 の使用を必須とする。
13. オイル・プレッシャー・センサーは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56053 を装着する必要があり、常に機能していなければならない。

14. エンジン・マウント・ブッシュ（下側）は MCJP 指定パーツ番号 MCF56082 の使用を必須とする。
15. エンジン・オイル・クーラー・キットは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56085 を使用することが許される。

第10条 エンジン・マネージメント・システム

1. ECU は、MCJP 指定パーツ番号 MCF56027 または MCF5627.4R の使用を必須とする。
2. 燃料ポンプ・モーター・コントローラーは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56029 の使用を必須とする。
3. スロットルポジション・センサーは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56018 の使用を必須とする。
4. ブースト・コントロール・バルブ は、MCJP 指定パーツ番号 MCF56059 の使用を必須とする。
5. ECU データは、予告なく MCJP 事務局によって承認された仕様に校正することがある。
6. MCJP 事務局は、大会期間中いつでも ECU の再校正や交換を行う権利を留保する。ECU は、常に封印されていなければならない。
7. 各センサー類は、製造元のオリジナルの仕様、機能に従って取り付けなければならない。
8. 配線の配置変更を行ってはならない。また、CAN 通信を使用するデバイスの取り付けは禁止とする。

第11条 エキゾースト・システム

1. エキゾースト・システムは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56030 の使用を必須とする。
2. JAF 国内競技規則に準じた触媒装置（キャタライザー）を装備しなければならない。

第12条 スパーク・プラグ

1. スパーク・プラグは、部品番号 12 120 041 666 または 12 120 040 551 の純正部品の使用を必須とする。
2. MCJP 事務局は、予告なくスパーク・プラグを別の仕様に変更する場合がある。

第13条 エンジン・マウント

1. エンジン・マウントは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56031 の使用を必須とする。
2. ギア・ボックス・マウントは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56032 の使用を必須とする。
3. フラット・シフト・キットは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56033 の使用を必須とする。
4. 2014 年から 2018 年製造の MINI F56 用 BMW MINI 純正部品の加工や変更は禁止とする。

第14条 サスペンション / サブフレーム

1. NITRON 製サスペンション・キット、MCJP 指定パーツ番号 MCF56034 の使用を必須とする。また、スプリング・キットは Eibach 製スプリング MCJP 指定パーツ番号 MCF56034.S（ソフト）または MCF56034.M（ミディアム）の使用を必須とする。
2. MCJP 事務局が指定するパーツの加工や変更、ダンパーの分解整備は一切禁止とする。
3. ダンパーの修理およびオーバーホール作業は、MCJP 事務局によってのみ可能とする。
4. POWERFLEX 製のサスペンション固定用のキャンバー・ブッシュ・キットは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56035.2 を使用することを必須とする。
5. アライメント調整が可能な機能を持つロア・アーム・ブッシュの使用は許されない。
6. リア・キャンバーの調整は、純正部品、または調整式ロア・コントロール・アームの MCJP 指定パーツ番号 MCF56077 のみ使用を可能とする。
7. 前後スタビライザーは、以下の部品番号の純正部品を使用することを必須とする。
 - 7.1. フロント - 純正品番 31 306 859 880
 - 7.2. リア - 純正品番 33 506 853 918
8. 素材を切削するなど、サブフレームの変更や加工は一切許されない。但し、MCJP 事務局の認定するサブフレーム補強部品の使用は認められる。

第15条 トランスミッション

1. QUAIFE 製ギア・ボックス/デファレンシャル/ギア・リンケージは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56036 の使用を必須とする。
2. シフト・システムは、MCJP 事務局が認定するスティック・レバー式、またはパドル式の使用を選択可能とする。
3. クラッチ・アセンブリ MCJP 指定パーツ番号 MCF56037.2 または MCJP 指定パーツ番号 MCF56037.1 とコンバージョン・キット MCF56037.1C の使用を必須とする。
4. フライ・ホイールは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56038.1 または MCF56038.2 の使用を必須とする。
5. フライ・ホイール MCF56037.1 を使用するクラッチ MCF56037.1 を使用する場合は、フライ・ホイール MCF56038.1 を使用する必要がある。
6. クラッチ MCF56037.2 を使用する場合は、フライ・ホイール MCF56038.2 を使用する必要がある。
7. ドライブ・シャフト LH (左/助手席) は、MCJP 指定パーツ番号 MCF56039 または MCF56039S (ショート) の使用を必須とする。これらの部品は、車両の左側/助手席側でのみ使用しなければならない。
8. ドライブ・シャフト RH (右/運転席側) は、MCJP 指定パーツ番号 MCF56040 または MCF56040S (ショート) の使用を必須とする。これらの部品は、車両の右/運転席側でのみ使用しなければならない。

9. インターメディアイト・ドライブシャフト・ベアリング・ハウジングをエンジンから離して配置するために、M10 ワッシャー (シム) を使用し、デファレンシャル・アウトプットとベアリング・ハウジングとの位置合わせをすることは許可される。
10. ギア・ボックスの修理およびオーバーホール作業は、MCJP 事務局によってのみ可能とする。
11. ギア・ボックスは、MCJP 事務局によって封印される。封印はいかなる状況下でも破壊されてはならない。封印が壊れている場合、MCJP 事務局によって完全な内部検査が行われない限り不適格となる。その場合、検査にかかる一切の費用は、当該競技参加者が負担しなければならない。
12. MCJP 事務局は、サーキット固有の要件を満たすためにいつでも代替のギアを指定することができる。そのギアは、MCJP 事務局から購入する必要があり、書面による承認が発行された場合にのみ使用することができる。

第16条 エレクトリック・パーツ

1. オルタネーター
 - 1.1. 純正のシステムは常に取り付けられ、動作していなければならない。
 - 1.2. 正しい長さのベルトを使用する必要があり、潤滑剤や摩擦低減剤をベルトに追加することは禁止とする。
 - 1.3. ベルトのスリップ音が確認された場合は車両検査違反とみなすことがある。

2. バッテリー

- 2.1. バッテリーは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56042、または同サイズ互換品の使用を可能とする。
- 2.2. バッテリー・アイソレータの MCJP 指定パーツ番号 MCF56043 は、常に装着され、動作していなければならない。

3. その他

- 3.1. スクリーン・ウォッシャー・システムの MCJP 指定パーツ番号 MCF56052 は、常に装着され、使用可能でなければならない。
- 3.2. レイン・ライトは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56019 の使用を必須とする。
- 3.3. スイッチのコントロール・パネルに配線された電気式スクリーン・ブローワの使用は可能とする。

第17条 制動装置

1. ブレーキ・ライン・キットは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56044 の使用を必須とする。
2. フロント・ブレーキ・キットは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56045 の使用を必須とする。但し、ブレーキ・パッドのみ、その限りではない。
3. ペダル・ボックス、ブレーキ・バランス・アジャスター、ライン・ロック・キットは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56046 の使用を必須とする。代替サイズの Alcon 製マスターシリンダーはブレーキに使用でき、代替の Alcon 製、または OBP 製のマスターシリンダーはクラッチに使用が可能とする。

4. ブレーキ・プレッシャー・センサーは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56055 の使用を必須とする。

第18条 ホイール

1. 17 インチ・ホイールは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56049 または MC56049.1 の使用を必須とする。
2. ホイール・スペーサーの使用は禁止とする。
3. ホイール・スタッド&ナット・キットは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56041 の使用を必須とする。

第19条 タイヤ

1. MCJP 事務局が指定するコントロール・タイヤのみ使用可能とする。

SLICK : DUNLOP 215/625R17 D20 販売価格 : 49,000 円 (税込) / 本
WET : DUNLOP 220/620R17 D93J 販売価格 : 49,000 円 (税込) / 本
※大会期間中、サービス・ガレージ対応での以下の料金を含む。

新品タイヤ組換え・バランス工賃 (サービス・ガレージ出荷分のみが対象)
※ユーズド・タイヤの組換えには別途費用が必要です。

※廃タイヤの処理には、別途 300 円 (税込) / 本が必要です。

【タイヤ販売窓口】

〒 460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内 3 丁目 9-16 丸の内 YS ビル 6 階

ジオミックモータースポーツ株式会社

TEL : 052-684-5556 / FAX : 052-684-5559

2. 異なるコンパウンドやサイズのタイヤが特定のサーキットや条件、または供給問題のために、MCJP 事務局による変更が承認される場合がある。これにより、最低車高も変更する場合がある。
3. 各車輪には同じ仕様のタイヤが取り付けられていなければならないが、オフィシャル員によってウェット・レースが宣言されている場合は、フロント・アクスルとリア・アクスルとで異なる仕様のタイヤを使用することができる。
4. トレッドパターンの再切断、再グルーピング、または他の方法による修正を行ってはならない。
5. 全ての製造業者のデータは、はっきりと見えるものでなければならない。データを除去する為のサイドウォールのバフ研磨は禁止とする。
6. タイヤを加熱および保温する装置の使用は認められる。
7. 全てのタイヤは、製造業者の仕様に従って適切に取り付け、指定の最低限の空気圧を下回ってはならない。
8. タイヤ使用規定
 - 8.1. 大会期間中の公式予選から決勝レース終了まで、新品、または使用済みのドライ・タイヤを最大 6 本まで使用可能とする。これらのタイヤは、公式予選前の車両検査にて、車検員によってのマーキングを施されていない。

- 8.2. タイヤを裏組みする行為は禁止され、マーキングは車両外側に向いていなければならない。
- 8.3. 瑕疵のあるタイヤは、車検員およびタイヤ・メーカーの承認があるものにかぎり交換可能となる場合がある。その場合、車検員によってマーキングも移行される。
- 8.4. 例外的に、マーキングされたタイヤの損傷などにより、MCJP 事務局の判断でレースへの参加が不可能とされた場合には代用のタイヤに交換することが許される。その場合、以降の決勝レースのスターティング・グリッドは最後尾となり、複数の競技車両が同様の状況にある場合、それまでの公式予選および決勝レースの順位によって決定される。
- 8.5. ドライヤー等での加熱を伴わずに、スクレーパー等の工具を使用してタイヤに付着したデブリを除去することは認められる。ただし、公式予選ならびに決勝レースの終了後、車両保管が解除されて以降での作業可能時間に限っては、ドライヤー等で熱を加えてのデブリの除去も許される。
- 8.6. ウェット・タイヤ使用数には制限は設けないものとする。
- 8.7. MCJP 事務局は、大会ごとに許可するタイヤの使用本数を自由に決定することができる。

第20条 車両重量

1. 大会期間中を通じて、ドライバー（装備品着用した状態）と全ての車両装備品（燃料、潤滑油、冷却水などの液体および競技中に使用するカメラ）を含め、1,160kgを下回ってはならない。また、車両保管中に、液体やバラストなどの重量を増やすいかなる行為も禁止される。
2. 車両重量規定を満たす為にバラスト・ウェイトを使用する場合は、MCJP事務局指定パーツを、助手席レールの指定位置に取り付け、確実に固定しなければならない。
3. 4つ以上のバラスト・プレートが必要な場合は、バラスト・プレートからスペーサー・ラグを取り外すことが可能。
4. 複数のドライバーを登録する場合でも、全てのドライバーが上記規定を満たさなければならない。

第21条 燃料

1. サーキット場内で販売されている燃料のみを使用可能とし、いかなる添加物も燃料に混合させてはならない。
2. MCJP事務局の裁量により、異なる仕様の燃料が指定されることがある。
3. 公式予選および決勝レース終了時に、競技車両の燃料タンクから、少なくとも3リットルの燃料が、分析のために精査員に提出できなければならない。なお、燃料が取り除かれる前に、指定された最低重量に適合していなければならない。

4. 本条に定められている指定油種の仕様確認のため、購入履歴証明（領収書など）の提出ならびにレース終了時のサンプル提出等をエントラントに求める場合がある。

第22条 音量規定

全ての競技車両は、各開催サーキットの音量規定に適合していなければならない。

第23条 車両表示規定

1. ドライバー・ネーム表示規則
 - 1.1. 全ての競技車両は、白色のゴシック系フォントにて、フロント・ウィンドウ、リア・サイド・ウィンドウ、リア・ウィンドウに貼り付けしなければならない。
 - 1.2. リア・サイド・ウィンドウへのドライバー・ネーム表記は、名前の左側に国籍の表示をしなければならない。
2. ゼッケンおよび競技大会表示規則
 - 2.1. MCJP事務局により付与されるゼッケンおよび競技大会の表示が義務付けられる。なお、初回1セットの配布を無償とし、それ以上が必要となった場合は有償とする。
 - ドア・サイド・ゼッケン（指定デザイン）
高さ：330mm / 幅：275mm
 - ウィンドウ・ゼッケン（色指定：蛍光色の黄色）
高さ：140mm以上 / 幅：20mm以上

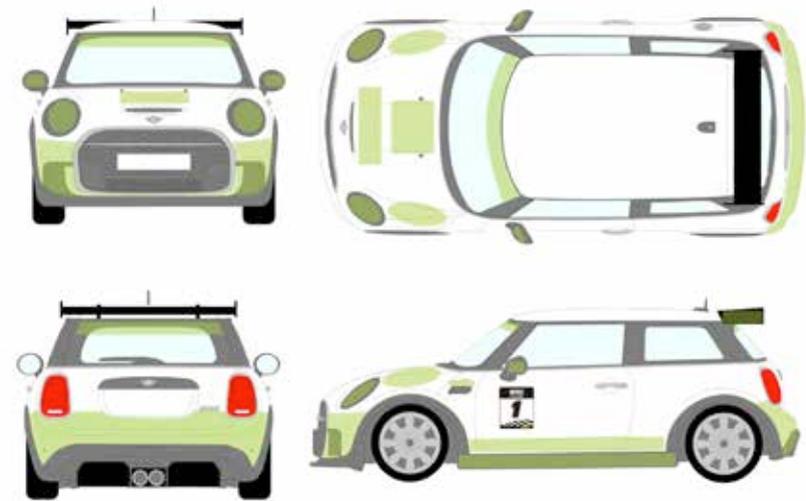
- 2.2. ドア・サイド・ゼッケンの表記位置は、各ドアの前方から 600mm 以内、且つ下面より 150mm 以上の範囲とする。
- 2.3. フロント・ウィンドウ・スクリーンのゼッケンは、助手席側の上部領域に表示し、「サン・ストリップ」の下端から 50mm、ウィンドウの側端から 50mm 以内に配置しなければならない。
- 2.4. リア・ウィンドウ・ゼッケンは、フロント・ウィンドウ・ゼッケンと同じ色とフォントを使用し、リア・ウィンドウの運転席側の領域に表示しなければならない。

3. 車両表示規則

- 3.1. MCJP 事務局が指定した公式パートナーならびにサプライヤーのデカールは、全ての競技車両に貼付されていなければならない。
- 3.2. 運用されるデカールの配置は以下を参照：
 - ①. フロントとリアのガラス上部
 - ②. 両サイド・ドア・パネル
 - ③. ルーフのサイドとフロント側
 - ④. フロント・ボンネット、両サイドの上部
 - ⑤. ボンネットの中心
 - ⑥. 前後のナンバー・プレート部
 - ⑦. 両サイド・ドア最下部と両サイド・シル
 - ⑧. フロントとリアのバンパー部
 - ⑨. リア・サイド・ウィンドウ

4. 指定パートナー・エリア（下記の図を参照）が MCJP 事務局によって使用されていない場合、競技参加者自身のためにそのエリアを使用することができる。ただし、MCJP 事務局によって利用要求された場合は、指定エリアを速やかに MCJP 事務局に譲らなければならない。

【指定パートナー・エリア】



5. 車両上の特定の場所（参照：上記図の編みかけ部）は、MINI CHALLENGE JAPAN の公式パートナーのための指定エリアとなる。デカールの特定の位置は、デカールが供給されるときに MCJP 事務局によって書面で通知される。デカールの特定の位置は、これらの規制に従わなければならない。
6. JCW のグリルバッジ、フロント・フェンダー・ステッカー、トランクゲート・ステッカーは、常に表記する必要があり、オリジナルの F56 JCW 3 Door と同一箇所、且つ同一方向 10mm 以内で配置しなければならない。

第24条 データ・ロギング

1. コスワース製ダッシュ/データ・ロガーの MCJP 事務局指定パーツ番号 MCF56051 は、大会期間中、常に装着して作動さなければならない。
2. 追加センサーなどの装着による規定外のデータ収集は認められない。ただし、MCJP 事務局が発行するブルテンで認められた場合はこの限りではない。
3. 大会期間中は、BMR テクニカル事務局の要請に対して収集したデータを速やかに提供しなければならない。データは BMR テクニカル事務局によって車両の適合性を確認される為に使用する。確認するデータには、スロットル・バルブ位置、エンジン回転数、車速、ギヤ、ターボ過給圧、過給空気温度、ラムダ、点火時期、燃料噴射量が含まれ、BMR テクニカル事務局で定める許容範囲を外れた数値が記録されていた場合、改ざんの試行とみなしペナルティを課すものとする。
4. 収集したデータのうち、予選結果の第1位および決勝レースの優勝者のデータは、他のチームや BMR 委員会のオフィシャル HP など公開することがある。
5. 競技参加者は、セッション（全てのラップ）が適切に記録され、データ・ロガーの全てが機能することを確認する責任がある。
6. データ・ロガー本体、またはシステムの一部（センサー類およびケーブルなど）が損傷などの影響により、データ・ロガーが正しく機能していることに疑いがある場合は、MCJP 事務局に直ちに通知する必要がある。なお、各セッションでの車両検査時点において、メモリー上のデータが存在しないか不完全な場合は、以下のペナルティが課せられる。

【データ・ロガー仕様規定違反】

違反対象行為	ペナルティ
公式予選：メモリーの確認ができないか、部分的にしか確認ができない。	ベスト・タイムに 5 秒を加算
決勝レース：メモリーの確認ができないか、部分的にしか確認ができない。	レース・タイムに 30 秒を加算

7. 競技参加者は、MCJP 事務局によるアクセスを制限するトークンをデータ・ロガーに施してはならない。
8. 競技参加者は、データ・ロガーのトークンを支払い、自分自身で使用できるようにすることができる。

MINI CHALLENGE JAPAN 2026

Technical Regulation / 車両技術規定 [MINI CPS]

第1条 総則

「車両規定 (テクニカル・レギュレーション)」は、ミニ・チャレンジ・ジャパン事務局 (以下「MCJP 事務局」という) の指定フォーマットに従って設定されており、以下の条文の中で “変更を行うことへの許可が明確に記されていない場合は、変更ができない” という原則に基づいて理解する必要がある。これらの規制は、車両の改造や更なる開発へ投資することなく、全ての参加者が平等に競争を行うことができるようにするためである。

1. 大会に参加する競技車両は、大会期間中を通じて「MINI CHALLENGE JAPAN」の主催者が公表する技術規則に準拠しなければならない。
2. MINI 純正部品および MINI CHALLENGE 指定パーツは、MCJP 事務局が指定した修理、または調整プロセスを超えて変更することは禁止とする。
3. 走行マイレージおよび事故などの影響を受けた部品は、損傷した部品と同一の部品にのみ交換を許される。
4. 競技車両に使用されるナット、ボルト、ワッシャー、ロック・ワッシャー、スプリング・ワッシャー、スプリント・ピンなどの部品は、元の形状と同等の標準部品に交換しなければならない。なお、ネジ山については、タイプ、サイズ、ピッチ (M8×1.25P など) を保持しなければならないが、ヘリコイルによるネジ山の強化は許可される。
5. 特記のない限り、以下の規則が適用される。

第2条 概要

1. 本規則は「2026年 JAF 国内競技規則【自動車登録番号表付車両によるレース開催規定第2条参加車両】」に依る「2026年 JAF 国内競技車両規則第3編「スピード車両規定」に準拠し、一般規定として「スピード B 車両」に分類される。また、安全規定、一般改造規定については第5章「スピード SA 車両規定」に則り規定される。
2. 競技車両のベースは、下記型式に指定され、道路運送車両の保安基準に適合した有効な自動車検査証 (保安基準適合証および保安基準適合標章) は無効) を有し、その自動車検査証は型式指定番号、ならびに類別区分番号を有していなければならない。なお、大会期間中において、保安基準に合致する状態でなくてはならない。

2.1 競技車両として指定されるベース車両の型式

- DBA-XM20
 - CBA-XR20M
 - 3BA-XR20MW
3. MCJP 事務局は、バラストの追加や電子制御パラメータの変更など、招待選手やゲストカーの性能を同等にする権利を留保する。
 4. MCJP 事務局は、障害のあるドライバーによる車両の使用を容易にするための変更を許可する権利も留保する。

第3条 競技車両登録申請 (MCJP ホモロゲーション申請)

1. 車両登録申請
 - 1.1. 競技参加者により製作された競技車両は、MCJP 事務局が指定する申請用紙に必要事項を記入のうえ、車検証のコピーを添えて競技登録申請を行うこと。
 - 1.2. 大会参加申し込み前までに BMR テクニカル事務局に車両を持ち込み、車両検査ならびに封印作業を受けなければならない。
 - 1.3. 車両検査ならびに封印作業完了した証明として登録・発行される「MCJP ホモロゲーション証明書」には、車両持ち込み時点の車両状態（指定パーツの使用状況を含む）が記載され、車両仕様の変更の際は「車両仕様変更（更新）申請」を行わなければならない。
2. 車両封印作業
 - 2.1. エンジン本体（エンジン番号の記録）
 - 2.2. ギア・ボックス（ギア・ボックスへの番号打刻および記録）
 - 2.3. DME コネクター（DME データのプログラム管理番号の記録）
 - 2.4. OBD ポート（CAFD データのプログラム管理番号の記録）
 - 2.5. MCJP 指定パーツ番号 GMS77641（データ・ロガー）用の CAN 通信配線
3. 新規登録料（※封印作業を含む）
 - 新規登録料：110,000 円（税込）

4. 車両仕様変更（更新）申請料
 - 事務手数料：5,500 円（税込）／回
5. 再封印手数料
 - レース期間中（技術検査員立会いによる開封時）：3,300 円（税込）／箇所
 - レース期間外：22,000 円（税込）／箇所

第4条 部品定義

1. MINI 純正部品
 - New MINI 3Door Hatchback Cooper S（型式：DBA-XM20、CBA-XR20M、3BA-XR20MW）国内仕様モデル向けに、ビー・エム・ダブリュー株式会社により国内で販売されている部品とし、純正 OEM パーツは、MCJP 事務局の承認がない限り使用禁止とする。また、その他グレードの部品を流用使用することを不可とする。
2. MCJP 指定パーツ
 - MCJP 事務局により使用が義務付けされた部品。指定された部品以外の使用は、純正部品を含めて使用することを不可とする。
3. MCJP 認定部品
 - MCJP 事務局により使用が認証された部品。使用する場合は「G1 ドキュメント」への記載を必須とする。認定部品は MCJP ブルテンで発表され、発行された後は、本シリーズで使用することが許可される。
4. MCJP 認定部品に対する一切の加工、修正、調整などの改造を行うことは許されない。なお、MCJP 事務局による管理を目的とした封印を実施する場合があります。競技参加者はこれを拒否してはならない。

第5条 安全要件および装備品

FIA 国際競技規則および JAF 国内競技規則の安全規定を適用するものとする。

1. 安全ベルト

使用期限が有効な 4 点式以上の FIA 公認安全ベルトの使用が義務付けられる。なお、取り付けの方法は 2025 年 JAF 国内競技車両規則 第 4 編 付則「ラリー競技およびスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」に則る。

1.1. 安全ベルトの固定には、MCJP 指定パーツ番号 GMS71541 の使用を必須とする。

2. ロール・ケージ

2.1. MCJP 指定パーツ番号 GMS71511 の使用を必須とする。

2.2. ロール・ケージの車体への取り付けは、2025 年 JAF 国内競技車両規則 第 3 編 第 5 章 第 1 条 1.4) ロールバー 第 5-3 図に則る。

3. 牽引用穴あきブラケット

MCJP 指定パーツ番号 GMS71501 (フロント) または GMS71506 (フロント) と GMS71502 (リア) の使用を必須とする。

4. シート

4.1. 運転席は、保安基準に適合したバケット・タイプ (背もたれの可動式セミバケット・タイプは使用不可とする) のシートの使用が義務付けられる。なお、

使用にあたっては製造者の発行する保安基準適合を証明する書類を常に携帯していなければならない。

4.2. バケット・タイプのシートに設定されている保安基準適合のシート・ステー、シート・レールの使用が義務付けられる。また、当初のシートの固定点を使用し正しく装着されなければならない。

4.3. 助手席は、保安基準に適合する部品に限り変更が許可される。

4.4. リア・シートの変更および取り外しを行うことは許可されない。

5. ステアリング

ステアリングの変更は、MCJP 認定部品に限り認められる。また、延長ステアリング・ボスの使用は、MINI 純正部品ならびに MCJP 認定部品が加工なく装着できるものに限り認められる。

6. ドリンク・システム

電動で作動しないドライバー用のドリンク・ホルダーの取り付けは許可される。但し、固定方法については、MCJP 事務局、各大会技術委員の承認を受けなければならない。

7. クーリング・システム

クール・スーツなどのクーリング・システムの取り付けは、システム電源を直接バッテリー・ターミナル端子より取ることを除き許可される。但し、固定方法については、MCJP 事務局、各大会技術委員の承認を受けなければならない。なお、取り付けに関わる全ての責任は競技参加者にあるものとする。

第6条 車両改造規定

G1ドキュメントに記載される競技車両の仕様の内容より、新たに変更を行なった際には、その都度 MCJP 事務局への変更申請手続きを行い、更新登録をしなければならない。

1. エンジンおよびトランスミッション

- 1.1. エンジンは、以下の部品の変更は許可される。
 - オイル・フィルター
 - オイル・ドレン・ボルト
 - エア・フィルター（純正エア・クリーナー・ボックスを使用し、クリーナー本体外寸が純正部品相当であるものに限られる）
- 1.2. 冷却装置の変更ならびに追加は、認定部品に限り認められる。なお、冷却を目的とするエア・ガイドの追加ならびにアンダーカバーの取り外しは許可される。
- 1.3. スパーク・プラグは、部品番号 12 120 041 666 または 12 120 040 551 の MINI 純正部品の使用を必須とする。
- 1.4. 各部センサー類に結線する、エンジン制御コントローラーの使用は許可されない。
- 1.5. マニュアル・トランスミッション車両は、クラッチおよびフライ・ホイールの変更を MCJP 認定部品に限り認められる。
- 1.6. デファレンシャルの変更は許可されない。
- 1.7. バッテリーの変更は、本体外寸が純正部品相当に限り認められる。

- 1.8. 排気装置の変更は、MCJP 認定部品に限り認められる。
- 1.9. トランスミッションは、以下の部品の変更は許可される。
 - オイル・ドレン・ボルト
 - シフト・レバー（マニュアル・トランスミッション車両）ただし、MCJP 認定部品に限る。
 - オイル・クーラー（オートマチック・トランスミッション車両）ただし、MCJP 認定部品に限る。

2. DME（エンジン・マネージメント）

- 2.1. 第3条 競技車両登録申請での封印実施の際、MCJP 事務局によりオリジナル DME データが保管され、プログラム管理番号が G1 ドキュメントに記載される。
- 2.2. DME データの変更はいかなる場合でも許可されない。なお、車両不具合などでやむなくオリジナル・データの再プログラミングを行なう場合には、MCJP パーツ&テクニカルでの再封印作業を行い、G1 ドキュメントを更新（車両仕様変更申請）しなければならない。ただし、更新には数日かかることを考慮すること。
- 2.3. 配線の配置変更および加工を行ってはならない。また、CAN 通信を使用するデバイスの取り付けは禁止とする。
- 2.4. MINI 純正アクセサリ「JCW PRO サイレンサー」に付属する DME プログラミングを施すことは禁止される。
- 2.5. G1 ドキュメントに記載されたプログラム管理番号以外のデータ使用が発覚した際には封印箇所への不正アクセスとみなし、当該競技会審査委員会の審査結果を考慮し、MCJP 事務局より厳しく罰せられる。

3. ECU (コントロール・モジュール)

- 3.1. 第2条 競技車両登録申請での封印実施の際、MCJP 事務局によりオリジナル CAFD (Coding Application File Data) が保管され、プログラム管理番号が G1 ドキュメントに記載される。
- 3.2. CAFD (Coding Application File Data) のパラメータ変更は許可されない。ただし、MCJP 事務局が発行するブルテンで認められた場合はこの限りではない。
- 3.3. MCJP 事務局による封印後は、ECU データの変更はいかなる場合でも許可されない。なお、車両不具合などでやむなくオリジナル・データの再プログラミングを行なう場合には、BMR テクニカル事務局での再封印作業を行い、G1 ドキュメントを更新 (車両仕様変更申請) しなくてはならない。ただし、更新には数日かかることを考慮すること。
- 3.4. MINI 純正のドライビング・モード (S 4 VA) およびパドル・シフトの VO (Vehicle Order) 書き換えによる後付けは許可される。ただし、G1 ドキュメント発行後は BMR テクニカル事務局での作業に限られる。
- 3.5. G1 ドキュメントに記載されたプログラム管理番号以外のデータ使用が発覚した際には封印箇所への不正アクセスとみなし、当該競技会審査委員会の審査結果を考慮し、MCJP 事務局より厳しく罰せられる。

4. 制動装置

4.1. ブレーキ・キャリパー

MCJP 認定部品番号 GMS72561 または JCW アクセサリーに限り変更が認められる。

4.2. 以下の部品は、MCJP 認定部品への変更が認められる。

- ブレーキ・パッド
- ブレーキ・ホース

2026 年 JAF 国内競技車両規則 第3編 第5章 第1条 1.1 配管類に則ること。

4.3. ガード・プレート (バック・プレート) の取り外し、ならびにエア・ガイドの追加変更は、MCJP 認定部品番号 GMS56101 に限り使用が認められる。

5. シャシーおよびサスペンション

5.1. 最低車高

競技車両の車高は、MCJP 事務局が用意する車高測定ローラーを使用し、指定された場所 (通常はサーキット内の車両検査場) に置かれた状態で測定する。なお、タイヤ空気圧は、測定のために基準圧力 (2.3 bar) まで調整することができる。

5.2. 基準点 (計測ポイント)

車両測定基準点はフロント・サブフレームの最下点部とし、車高測定ローラーを前輪後方から車両の下に挿入して基準点を測定した際に 100mm 以上を確保すること。



フロントメンバーボルト (ボルトヘッド最下面) 【左側 (拡大)】 【右側 (拡大)】

5.3. スプリング

MCJP 認定部品に限り使用が認められる。ただし、下記仕様のスプリングに限る。

	自由長 (内径)	スプリング・レート
フロント	170mm ~ 180mm (Φ60mm)	8.0kgf/mm or 80Nm/mm
リア (ダンパー別体)	125mm ~ 165mm (Φ60 ~ Φ65mm)	6.5kgf/mm ~ 8.5kgf/mm
リア (コイルオーバー)	170mm ~ 180mm (Φ60mm)	6.0kgf/mm or 60Nm/mm

5.4. ショック・アブソーバー

MCJP 認定部品に限り使用が認められる。ただし、異なる認定部品の一部を組み合わせ使用してはならない。

5.5. スタビライザー

MCJP 認定部品に限り使用が認められる。ただし、異なる認定部品の一部を組み合わせ使用してはならない。

5.6. サスペンション強化ブッシュ

MCJP 認定部品に限り使用が認められる。ただし、異なる認定部品の一部を組み合わせ使用してはならない。

6. 車体および外装パーツ

6.1. 以下の部品の取り外しが認められる。

- ①. ロールバーの車体への取り付けに伴う、最小限の内装部品。
- ②. フロントのライセンス・プレートおよびフレームは、トランスミッション・オイル・クーラー装着に伴い取り外しが許可される。ただし、その場合には MCJP 事務局が指定するプロモーション用プレートを掲示しなければならない。

6.2. 空力装置 (エアロ・パーツ) およびそれらと同等の機能をもつ外装部品は、MINI 純正アクセサリ (JCW アクセサリ含む) および MCJP 認定部品の使用に限り許可される。

6.3. 2021 年以前の生産モデルにおいて、2021 年以降生産モデルの純正フロント・バンパー (JCW アクセサリ含む)、純正リア・バンパー (JCW アクセサリ含む) の使用は許可される。

6.4. 純正バンパーは、オリジナルの状態を保たなければならない。

6.5. バンパーおよびリア・ウイングの加工は禁止とする。また、ボディ外板部品および各ガラスの材質を変更してはならない。

6.6. F56 型 JCW 用の前後ホイール・ハウス・カバー (フェンダー) への変更は許可される。

6.7. アンダー・ボディ・シーラーの除去は禁止される。

6.8. サイド・ドア・ミラーは、オリジナルの状態を保ち変更してはならない。

6.9. エアバック・システムは、大会中その機能を停止してはならない。な

お、システムの停止方法は、別途テクニカル・リリースにて定めるものとする。

- 6.10. フロアマット、車載工具などの競技中に脱落が懸念される部品については全て取り外さなくてはならない。
- 6.11. ボディ補強を目的とする部品は、MCJP 認定部品に限り使用が認められる。
- 6.12. リア・ワイパーの取り外しは許可される。
- 6.13. ラジオアンテナは、オリジナルの状態を保たなければならない。また、シャーック・フィン・タイプへのアンテナへの変更は禁止される。
- 6.14. 2018年5月以降に発売の車両に装着される UJ・テール・ランプへの変更は許可される。ただし、装着にはコーディング作業を伴うため、G1ドキュメント発行後は BMR テクニカル事務局での作業に限られる。

7. その他アクセサリ部品

- 7.1. 下記および本規則に定めるもの以外は、取り付けならび変更は許可されない。

ドア・エッジ・プロテクター、ナンバー・フレーム、サイド・バイザー、ウィンドウ・フィルム、マッド・ガード、灯火器類、警音器、ワイパー、空気清浄機、ナビゲーション・システム、補助メーター（OBD 接続以外のものに限る）、ラップ・タイマー、音響および映像機器、盗難防止システム、障害者用補助操作装置、その他走行性能に影響しないと MCJP 事務局が認める部品。

- 7.2. OBD2（自己診断機能）カプラー

OBD2（自己診断機能）カプラーへの結線は認められない。また、カプラー位置はオリジナルの状態を保ち、いかなる場合でも移設や変更は禁止される。

第7条 ホイール

- 1. ホイールは以下のサイズの範囲で JWL マークのあるアルミ製、かつ MINI 純正アクセサリ（JCW アクセサリを含む）ならびに MCJP 認定部品に限り使用が認められる。ただし、同一銘柄、同一サイズの4本がセットで使用されなければならない。

リム径 (inch)	17inch	
リム幅 (J)	7.0J	7.5J
インセット (mm以上)	+38	+40

- 2. ホイール・スペーサーの使用は禁止とする。
- 3. ホイール・スタッド&ナット・キットへの変更は禁止される。
- 4. ホイール・ボルトの材質および形状の変更は許可される。

第8条 タイヤ

- 1. MCJP 事務局が指定する下記のコントロール・タイヤのみ使用可能とする。

- 指定タイヤ : DUNLOP DIREZZA ZIII 205 / 45R17 84W

- 1.1. 指定タイヤの購入は各エントラントが一般市場より手配することを認める。

- 1.2. MCJP 事務局でのタイヤ取扱いは、下記の内容とする。

販売価格 : 29,700 円 (税込) / 本

※ 2026年1月現在 ; 価格が変更となる場合があります。

※大会期間中、サービス・ガレージ対応は以下の料金が別途必要となる。

- ①. 組み替え・バランス取り工賃：2,200 円（税込）／1本あたり
- ②. 廃タイヤ処理料：300 円（税込）／1本あたり

【タイヤ販売窓口】

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内3丁目9-16 丸の内YSビル6階

ジオミックモータースポーツ株式会社

TEL：052-684-5556 / FAX：052-684-5559

2. 異なるサイズのタイヤが特定のサーキットや条件、または供給問題のために、MCJP事務局による変更が承認される場合がある。これにより、最低車高も変更する場合がある。
3. 各車輪には同じ仕様のタイヤが取り付けられていなければならない。
4. トレッドパターンの再切断、再グルーピング、または他の方法による修正を行ってはならない。
5. 全ての製造業者のデータは、はっきりと見えるものでなければならない。データを除去する為のサイドウォールのバフ研磨は禁止とする。
6. タイヤを加熱および保温する装置の使用は禁止とする。
7. 全てのタイヤは、製造業者の仕様に従って適切に取り付け、指定の最低限の空気圧を下回ってはならない。
8. タイヤ使用規定
 - 8.1. 大会期間中の公式予選から決勝レース終了まで、新品、または使用済みのタイヤを最大4本まで使用可能とする。

- 8.2. タイヤを裏組みする行為は禁止され、マーキングは車両外側に向いていなければならない。
- 8.3. 瑕疵のあるタイヤは、車検員およびタイヤ・メーカーの承認があるものにかぎり交換可能となる場合がある。その場合、車検員によってマーキングも移行される。
- 8.4. 例外的に、マーキングされたタイヤの損傷などにより、MCJP事務局の判断でレースへの参加が不可能とされた場合には代用のタイヤに交換することが許される。その場合、以降の決勝レースのスターティング・グリッドは最後尾となり、複数の競技車両が同様の状況にある場合、それまでの公式予選および決勝レースの順位によって決定される。
- 8.5. MCJP事務局は、大会ごとに許可するタイヤの使用本数を自由に決定することができる。

第9条 車両重量

1. 大会期間中を通じて、ドライバー（装備品着用した状態）と全ての車両装備品（燃料、潤滑油、冷却水などの液体および競技中に使用するカメラ）を含め、1,300kgを下回ってはならない。
2. 複数のドライバーを登録する場合でも、全てのドライバーが上記規定を満たさなければならない。

第10条 燃料

1. サーキット場内で販売されている燃料のみを使用可能とし、いかなる添加物も燃料に混合させてはならない。
2. 公式予選および決勝レース終了時に、競技車両の燃料タンクから、少なくとも3リットルの燃料が、分析のために精査員に提出できなければならない。なお、燃料が取り除かれる前に、指定された最低重量に適合していなければならない。
3. 本条に定められている指定油種の仕様確認のため、購入履歴証明（領収書など）の提出ならびにレース終了時のサンプル提出等をエントラントに求める場合がある。

第11条 音量規定

全ての競技車両は、各開催サーキットの音量規定に適合していなければならない。

第12条 車両表示規定

1. ドライバー・ネーム表示規則
 - 1.1. 全ての競技車両は、白色のゴシック系フォントにて、リア・サイド・ウィンドウ、リア・ウィンドウに貼り付けしなければならない。
 - 1.2. リア・サイド・ウィンドウへのドライバー・ネーム表記は、名前の左側に国籍の表示をしなければならない。
2. ゼッケン表示規則

2.1. MCJP事務局により付与される指定ゼッケンの表示が義務付けられる。なお、初回1セットの配布を無償とし、それ以上が必要となった場合は有償とする。

①. ドア・サイド・ゼッケン（指定デザイン）

高さ：330mm / 幅：275mm

②. ボンネット・ゼッケン（指定デザイン）

高さ：150mm / 幅：250mm

③. ウィンドウ・ゼッケン（色指定：蛍光色の黄色）

高さ：140mm以上 / 幅：20mm以上

2.2. ドア・サイド・ゼッケンの表記位置は、各ドアの前方から600mm以内、且つ下面より150mm以上の範囲とする。

2.3. ボンネット・ゼッケンは、ボンネット助手席側の領域に表示しなければならない。

2.4. リア・ウィンドウ・ゼッケンは、リア・ウィンドウの運転席側の領域に表示しなければならない。

3. 車両表示規則

3.1. MCJP 事務局が指定した公式パートナーならびにサプライヤーのデカールは、全ての競技車両に貼付されていなければならない。

3.2. 運用されるデカールの配置は以下を参照：

- ①. 両サイド・ドア・パネル
- ②. ルーフのサイドとフロント側
- ③. フロント・ボンネット、両サイドの上部
- ④. ボンネットの中心
- ⑤. 前後のナンバー・プレート部
- ⑥. 両サイド・ドア最下部と両サイド・シル
- ⑦. フロントとリアのバンパー部
- ⑧. リア・サイド・ウィンドウ

4. 指定パートナー・エリア（下記の図を参照）が、MCJP 事務局によって使用されていない場合、競技参加者自身のためにそのエリアを使用することができる。ただし、MCJP 事務局によって利用要求された場合は、指定エリアを速やかに MCJP 事務局に譲らなければならない。

5. 競技参加者が自身のスポンサーを表示する場合は、当該スポンサーが、自動車（部品および付属品を含む）の生産および販売、自動車金融、リース、移動サービスの分野で本シリーズの公式パートナーと競合していないことが条件とされる。

6. MCJP 事務局から指定されたデカールと競技参加者の独自のデカールは、最低10mmの間隔をあける必要がある。

【指定パートナー・エリア】



7. 車両上の特定の場所（参照：上記図の編みかけ部）は、MINI CHALLENGE JAPANの公式パートナーのための指定エリアとなる。デカールの特定の位置は、デカールが供給されるときに MCJP 事務局によって書面で通知される。デカールの特定の位置は、これらの規制に従わなければならない。

第13条 データ・ロギング

1. データ・ロガーは、MCJP 事務局が認定する AIM 製 SOLO2 DL (MCJP 指定パーツ番号 GMS77641) のみが使用でき、大会期間中は常に装着して作動させておく必要がある。
2. データ・ロガーへの配線は、BMR テクニカル事務局が競技車両登録申請時に施工する CAN 通信配線への結線に限り認められる。
3. 追加センサーなどの装着による規定外のデータ収集は認められない。ただし、MCJP 事務局が発行するブルテンで認められた場合はこの限りではない。
4. 車内にカメラを設置する場合、そのシステムをデータ・ロガーに接続することは認められる。
5. 大会期間中は、BMR テクニカル事務局の要請に対して収集したデータを速やかに提供しなければならない。データは BMR テクニカル事務局によって車両の適合性を確認される為に使用する。確認するデータには、スロットル・バルブ位置、エンジン回転数、車速、ギヤ、ターボ過給圧、過給空気温度、ラムダ、点火時期、燃料噴射量が含まれ、BMR テクニカル事務局で定める許容範囲を外れた数値が記録されていた場合、改ざんの試行とみなしペナルティを課すものとする。
6. 収集したデータのうち、予選結果の第1位および決勝レースの優勝者のデータは、他のチームや BMR 委員会のオフィシャル HP など公開することがある。
7. 競技参加者はセッション（全てのラップ）が適切に記録され、データ・ロガーの全てが機能することを確認する責任がある。

8. データ・ロガー本体、またはシステムの一部（センサー類およびケーブルなど）が損傷などの影響により、データ・ロガーが正しく機能していることに疑いがある場合は、MCJP 事務局に直ちに通知する必要がある。なお、各セッションでの車両検査時点において、メモリー上のデータが存在しないか不完全な場合は、以下のペナルティが課せられる。

【データ・ロガー仕様規定違反】

違反対象行為	ペナルティ
公式予選： メモリーの確認ができないか、部分的にしか確認ができない。	ベスト・タイムに5秒を加算
決勝レース： メモリーの確認ができないか、部分的にしか確認ができない。	レース・タイムに30秒を加算

